

朝鮮末期における民主主義的土壤の培養

「民主主義の土壤づくり過程」の三つの局面

李 正 吉

1. はじめに
2. 朝鮮末期における儒教的中央集権体制の亀裂
3. 朝鮮末期の「民主主義の土壤づくり過程」：第一局面
 - (1) 日朝修好条規と開化政策のための試み
 - (2) 開化政策に対する既得権の抵抗
 - (3) 開化派内の分岐と甲申政変
4. 朝鮮末期の「民主主義の土壤づくり過程」：第二局面
 - (1) 甲申政変以後の朝鮮の現実と東学の「輔国安民と四民平等」
 - (2) 第一次甲午農民戦争と「弊政 12 か条」
 - (3) 第二次甲午農民戦争と「洪範 14 か条」
5. 朝鮮末期の「民主主義の土壤づくり過程」：第三局面
 - (1) 三国干渉以後の朝鮮内の日本の独占的影響力の後退
 - (2) 『独立新聞』と儒教的中央集権体制に対する「問題提起」
 - (3) 議政院開設という「対案」形成及び既得権との社会的合意の失敗
6. おわりに

1. はじめに

『北東アジア研究』別冊5号の「朝鮮末期の民主主義の始動に関する諸考察：民主主義の土壤づくり過程」の理論化に向けて」という論文には、今日の韓国民民主主義が1945年の植民地解放以後に移植されたのではなく、朝鮮末期の儒教的中央集権体制¹の亀裂で芽

1 民本主義という儒教の理念に基づき、王と臣下を統治の主体とした官僚制、郡県制、律令制という合理的かつ効率的な制度が整えられた体制を指す。ここで民衆は統治の客体として徹底した身分制の下に隷属し、統治の主体である王と臣下には徳治と仁政を通じて民心を得るように強調した。孫文稿「朝鮮初期の政治思想研究：鄭道傳を中心に（조선초기의 정치사상연구：정도전을 중심

生え始めた「民主主義の土壌づくり過程」²の上に、米ソ冷戦の論理が加味された自由民主主義体制が植えられた結果であると主張した。なお別冊5号の論文では、上記の問題意識を共有しつつ、「朝鮮末期～植民地時代」を研究対象にして朝鮮末期の民主主義の受容説を主張している先行研究の主張、学問的意義、及び課題を分析した。その上、それぞれの先行研究が歴史的イベントとアクターたちの選択との関係については説明していたにもかかわらず、儒教的中央集権体制という構造に対する各アクターの認識変化過程を十分に説明していない点を指摘した。したがって、本稿では当時の朝鮮民衆は、民主主義的要素である「選挙、分権、人権、及び平等」という概念をいつから認識するようになったのかを「民主主義の土壌づくり過程」という枠組を持って朝鮮末期の激動の時期を概観していく³。

以下は、1945年の植民地解放よりずっと前の1919年4月11日に公布された大韓民国臨時政府の臨時憲章である。

「第一条、大韓民国は民主共和制である。第二条、大韓民国は臨時政府が臨時議政院の決意によって統治する。第三条、大韓民国の人民は男女貴賤及び貧富の階級がなく

으로)』『湖西文化論叢 6』、1991年。姜光植「朋党政治と朝鮮の儒教政治体制の支配構造の変動様相：支配連合の変動様相の分析を中心に(붕당정치와 조선조 유교정치체제의 지배구조 변동양상: 지배연합의 변동양상 분석을 중심으로)」『OUGHTOPIA』第24巻1号、2009年。

- 2 「民主主義の土壌づくり過程」とは、民主主義理念に基づいた憲法及び政治体制が成立される以前の段階として、民主主義の受け手である民衆の政治意識の中に民主主義的要素としての「選挙、分権、人権、及び平等」の概念が生成されていく過程を指す。まず「選挙」は、シュンペーターやダールなどによる定義、そして民主主義の度合いを測定するポリティ指標とフリーダムハウス指標からもわかるように、競争的な「選挙」を民主主義と非民主主義とを区別する最小限の条件である。次に「分権」は、モンテスキューの『法の精神』から借りた概念で、彼は政治的自由を阻害する権力濫用を防止するための現実的方法として、権力が権力を阻止する国家構造の樹立を主張する。これは、今日の立法権、行政権、司法権という三権分立のテーゼとなり、上記のポリティ指標にも反映されている。最後に「人権及び平等」は相互関係しているもので、人権とは個人または国の構成員なら性、宗教、社会的出身、財産などとは関係なく、誰でも平等に享受できる基本的な自由と権利を指す。これは<世界人権宣言>だけではなく、上記のフリーダムハウス指標の項目にあり、今日の民主主義体制の基本的要素といえる。Joseph A. Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy*, Harper and Brothers, 1942. (中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社、1995年) ; Robert A. Dahl, *Polyarchy: Participation and Opposition*, Yale University Press, 1971. (高島通敏訳『ポリアーキー』三一書房、1981年) ; モンテスキュー著・野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳『法の精神(上・中・下)』岩波文庫、1989年。 ; <http://www.systemicpeace.org/polity/polity4.htm> ; <http://www.freedomhouse.org/> ; https://www.amnesty.or.jp/human-rights/what_is_human_rights/udhr.html

- 3 本稿は『北東アジア研究』別冊5号に掲載した「朝鮮末期の民主主義の始動に関する諸考察：民主主義の土壌づくり過程の理論化に向けて」の実証編である。

平等である。第四条、大韓民国の人民は宗教・言論・著作・出版・結社・集会・通信・住所移転・身体・所有の自由などを享受する。第五条、大韓民国の人民として資格のある者は選挙権及び被選挙権を有する。第六条、大韓民国の人民は教育・納税・兵役の義務を有する。第七条、大韓民国は神の意志によって建国した精神を世界に発揮し、人類の文化及び平和に貢献するために国際連盟に加入する。」⁴

確かに植民地時代（1919年以降）の大韓民国臨時政府は、海外で朝鮮の独立運動に取り組んでいたとはいえ、政府としての役割は象徴に過ぎなかった面がある。しかし、大韓民国臨時政府の精神は、1948年8月15日大韓民国政府樹立から今日まで受け継いでいる。たとえば、大韓民国憲法前文（1948年・1987年）には「(前略) 己未（1919年）3・1運動で大韓民国を建立し、世界に宣布した偉大な独立精神を継承（後略）」⁵と「(前略) わが大韓民国は3・1運動で建立された大韓民国臨時政府の法統（中略）を継承（後略）」⁶とが明記されている。そして、上記の臨時憲章の内容には、大韓民国が民主共和制であることを明らかにし、行政と立法との「分権」を触れている。その上に朝鮮時代の儒教的中央集権体制で見られた身分制を取り除き、「人権及び平等」は言うまでもなく、その実践として集会及び結社などの自由と「普通選挙制」をも標榜している。

上記の例から鑑みると、今日の韓国民主主義の淵源はより深く、朝鮮末期に儒教的中央集権体制の亀裂が現れた時期まで遡る必要があると考える。本稿は、儒教的中央集権体制の亀裂の時点が純祖1年（1800年）からであり、本格的な「民主主義の土壌づくり過程」が高宗13年（1876年）「日朝修好条規」～光武3年（1899年）「大韓帝国制の頒布」に現われていたと見ているが、それを三つの局面に分けて説明する。ここで「局面」とは、別冊5号にも言及した「民主主義の土壌づくり過程」に「画期的事件→集団的記憶→既得権の弾圧及び抵抗→問題提起→対案→社会的合意」という六つの段階を内包されているが、高宗13年（1876年）～光武3年（1899年）に見られる「画期的事件→集団的記憶→既得権の弾圧及び抵抗→問題提起（×）」あるいは「画期的事件→集団的記憶→既得権の弾圧及び抵抗→問題提起（○）→対案→社会的合意」という人々の認識変化の周期を一つの局面という⁷。

まずここで言う「画期的事件」とは人々が順応してきた儒教的中央集権体制（もしくは他の体制）を揺るがし、人々に従来の体制に対する問題意識を持たせる事件である。第二に「集団的記憶」は画期的事件と遭遇した後の集団ごとの共通した考え方を指す。具体的

4 『大韓民国臨時憲章（대한민국 임시헌장）』自画像、2019年、17頁。

5 『大韓民国憲法前文（대한민국헌법전문）』1948年7月17日。

6 『大韓民国憲法前文（대한민국헌법전문）』1987年10月29日。

7 李正吉「朝鮮末期の民主主義の始動に関する諸考察：民主主義の土壌づくり過程の理論化に向けて」『北東アジア研究』別冊5号、2019年、83頁、96-97頁。

に集団的記憶とは、相互交流を通じた個々人の考え方の共有及び共感ではなく、画期的事件を同時に経験した個々人が、すぐに同様の考え方を持つことである。その考え方は、他人や社会の介入によって精製されるものではなく、あくまで個人の中に止まっているものであるが、個々人は少なからず共通の考え方を持つのである⁸。しかし、必ずしも同一社会内の皆が同じ考え方を持っているとはいえない。たとえば、交通事故をめぐって二人が口論をする場合、立場によって考え方が相違することと同じく、社会的地位及び立場によって異なる。第三に「既得権による弾圧及び抵抗」は新しい変化を望まない既得権が自分自身の権力維持のために弾圧及び抵抗することである。第四に「問題提起」は儒教的中央集権体制（もしくは他の体制）の根本的変革に向けた人々の異議申し立てである。第五に「新しい対案の形成」は「問題提起」を実現するための人々からの統一かつ具体的な方法である。最後に「社会的合意」は新しい対案の形成とともに、それにふさわしい制度化及び政治的結果をもたらされるものである。

以上の概念に基づいて、本稿は高宗13年(1876年)～光武3年(1899年)を、次のように三つの局面に分けている。まず、第一局面としては高宗13年(1876年)～高宗25年(1888年)を区切っている。この時期を見ると、「民主主義の土壌づくり過程」が主に支配勢力内の急進開化派に止まっている。彼らは「門戸開放」を前提としつつ、「選挙及び分権」を反映した立憲君主制を通じて儒教的中央集権体制の変革を求めたが、その考え方が急進開化派の知識的レベルに止まっていただけでなく、民衆との共有もできず(「問題提起」の失敗)、既得権の抵抗と清の介入によって挫折された。第二局面としては高宗26年(1889年)～高宗31年(1894年)を区切っている。この時期を見ると、「民主主義の土壌づくり過程」が民衆を中心に行われている。当時の民衆は「輔国安民」という前提の上に不正腐敗を犯した両班、富豪、及び貪官汚吏の厳罰と斥倭斥華を主張するなど、従来の散発的な民乱とは異なる様相を呈した。また、当時の民衆が掲げた「四民平等」の内容を見ると、誰もが人格的な天(한울님)を祭られているという侍天主に依拠して、奴婢文書の焼却、賤人待遇の改善、青春寡婦の改嫁の許可など、「人権及び平等」を取り扱った。しかし、当時の民衆は従来の儒教的中央集権体制の根本的変革を志向した新しい政治体制に対するビジョンを提示できず(「問題提起」の失敗)、支配勢力と日本によって鎮圧された。最後に第三局面としては高宗32年(1895年)～光武3年(1899年)を区切って

8 本稿で使われている「集団的記憶」は、アルヴァックスの集合的記憶(collective memory)と混同しやすい。アルヴァックスは個人的記憶と集合的記憶とを分けている。前者は「思い出(=記憶)」とすると、後者は、個々人の「思い出(=記憶)」が集まることではなく、自分と他人の記憶との間に接点があり、自分と他人の心にある共通の所与や観念を出発点として、相互的かつ反復的に認定及び再構成されるものである。この点からみると、アルヴァックスの集合的記憶は、本稿の「問題提起」から「社会的合意」までの過程に近い概念である。モーリスアルヴァックス著・小関藤一郎訳『集合的記憶』行路社、1989年、16-17頁。

いる。この時期を見ると、「民主主義の土壤づくり過程」は第一局面と第二局面で失敗を経験した支配勢力内の急進開化派と民衆とが一緒となり、「朝鮮の自主的独立と富国強兵」に向けた人々の「思考の転換」と、その上での政治改革（選挙・分権）と社会改革（人権・平等）を掲げるなど、儒教的中央集権体制の根本的変革を求めた「問題提起」を行った。そして、その「問題提起」を実行するための「対案」として議政院開設をも提示したのである。

本稿は、以上の三つの局面を概観しつつ、民主主義的要素である「選挙、分権、人権、及び平等」という概念がいかに朝鮮民衆の認識の中に拡大していくかを分析することにする。

2. 朝鮮末期における儒教的中央集権体制の亀裂

1392年朝鮮は、仏教国であった高麗の弊害を正すために儒教の理念を基に建国された。高麗末には、王と少数の権門勢家が権力と土地を独占した上で民衆に各種の税金を賦課した。しかも倭寇と紅頭賊による頻繁な侵入は民衆の生活を極めて疲弊させていった。このような状況で、鄭道傳をはじめとした新進士大夫らは高麗を倒して民本主義に基づく朝鮮を建国したのである。民本主義の核心とは、民を愛し、尊重し、保護し、育て、安らかにするなど、民衆を大事にするものであった⁹。

しかし、民本主義を基にしていた朝鮮の儒教的中央集権体制は1800年代より亀裂が深まっていった。朝鮮後期のルネサンスを導いた正祖の死後、1800年に純祖が11歳の年齢で王位を継承した。その後、純祖の義父だった金祖淳一家の安東金氏と、憲宗の義父だった趙萬永一家の豊壤趙氏は、63年間の勢道政治で国政を壟断した。彼らは、勢力拡大のための方法として科挙制度を悪用したが、それによる当時の朝鮮社会の売官売職と不正腐敗は深刻な水準に至った¹⁰。

9 「概して王は国に頼って国は民に頼るのだから、民は国の根本であり、王の天です。したがって、周礼では民の人数を王に捧げると、王はお辞儀して受けたという。民という天を大事にしたからです。王になった人が、この意味を知っていれば、極めて民を愛さざるを得なくなるでしょう。」鄭道傳著・朴ジンフン訳「朝鮮經國典 上 版籍 (조선경국전 상 판적)」『三峯集 (삼봉집)』知識を作る知識、2011年、148頁。

「そもそも民というのは国の根本であり、郡守と県令は民の根本であると言った。昔には天子が世の中を制圧してから官職を下し、禄俸を与えたのは臣下たちのためではなく、民のためのものであった。したがって、聖人は一度動作すること、一つのことを施し設置すること、一度命令すること、一つの法制でも必ず民に根本を置いた。」鄭道傳著・朴ジンフン訳「經濟文鑑 下 県令 (경제문감 하 현령)」『三峯集 (삼봉집)』知識を作る知識、2011年、113-114頁。

10 康俊晩『韓国近代史の散策 1』人物と思想社、2007年、46頁。；趙景達『近代朝鮮と日本』岩波新書、2012年、13-14頁。

具体的に朝廷内の要職は文科及第者だけに許された。文科は3年ごとに33人ずつだけ選ぶようになっていたが、純祖から哲宗に至る63年間の文科及第者が771人(78人+)まで増え¹¹、その中の50%以上(423人)は、正式な試験を経ない直赴殿試での合格者であった¹²。このように中央官職を掌握した勢道家は、空名帖を用いて自分の親戚や一門を地方官吏に任命し¹³、また空名帖を通して各地方へ派遣された地方官吏らは、自分自身の献上した賄賂の回収と、後に中央へ進出するためのお金を設けるために、民衆から厳しい収奪を行った¹⁴。

このような勢道政治の弊害は民乱と新興宗教の拡散をもたらした。まず、代表的民乱に「洪景来の乱」と「壬戌民乱」を挙げることができる。「洪景来の乱」の場合、純祖11年(1811年)12月平安道で没落両班、胥吏、郷任などの在地有力者と、商人、無田農民、鉾山労働者、雑業者などが勢道政治による売官売職、地方差別、及び三政の紊乱¹⁵などを問題視し、およそ100日間の戦闘を行った¹⁶。そして「壬戌民乱」は、哲宗13年(1862

11 車ミヒ「朝鮮後期にはなぜ科挙制度の弊害が発生したか。(조선후기에는 왜 과거제도의 폐해가 발생했나?)」『明日を開く歴史 16』、2004年、162頁。

12 直赴殿試とは正規の科挙以外に施行する科挙試験、すなわち殿講、節日製、黄柑製など各種の特別試験や、または地方儒者たちに行う特別試験で成績優秀者を初試、會試を經由せず、殿試に進入する機会を与えた。殿試の場合、合格者の成績を競う試験であったので、直赴殿試の特恵を受けた受験生は、すでに合格したと一緒であった。朴ヒョンスン「朝鮮後期の文科に現れた傾向間の不均衡問題の検討(조선후기 문과에 나타난 경향간의 불균형 문제 검토)」『韓国文化 58』、2012年、30-31頁。

13 空名帖とは名前を明らかにしない官職任命状として、自然災害に起因する凶作の際に、王が自発的に穀物を寄付する人々に下賜したものである。これを勢道家は一度に数千枚ずつばら撒いたが、純祖9年(1809年)全羅道に1000枚、忠清道に700枚、京畿道に900枚、水原に200枚を売ったという。康俊晩『韓国近代史の散策 1』人物と思想社、2007年、46頁。

14 韓相権は当時の状況を次のように述べている。「賄賂を巡って高位職と下位職とが絡み合い、中央と地方が互いに不正につながっていた。中央の勢道家らが支払う貨幣は、主に地方官吏を通して調達された。勢道家らは貨幣を確保するために、自分の人々を地方官吏に派遣し、その地方官吏はより豊かな地方へ派遣されるために、勢道家門に請託をした。」韓相権「朝鮮後期、勢道家門の蓄財と農民抗争(조선후기 세도가문의 축재와 농민항쟁)」『韓国史市民講座』第22集、1998年、98頁。

15 朝鮮時代の徴税制は田政、軍政、還政に支えられてきた。しかし、それは1800年以降より著しくなった王権弱体化と勢道政治によって不正腐敗の温床に変わりつつあった。たとえば、大土地を所有してきた勢道家らはあらゆる方法で課税を避け、それによる財政の不足分を権力のない小地主や自営農に賦課したのである。つまり、課税の基準が土地面積や収穫量ではなく、権力の有無になっていたのである。このような状況で小地主と自営農は、自分の土地を権力のある勢道家に預けて小作料を分担するか、それとも官職を手に入れるために賄賂を献上するかを選ばざるを得なかった。柳鏞泰・朴晋雨・朴泰均『一緒に読む東アジア近現代史(함께 읽는 동아시아 근현대사)』創作と批評社、2018年、76頁、104-105頁。

16 洪景来の軍隊は挙事日に次のような檄文を掲げた。「そもそも関西は聖人の昔の地であり、檀君

年) 2月慶尚道晋州地方で守令と郷吏の貪虐が酷くなると、晋州地方の農民が蜂起して官庁の文書を焼却し、不正な官吏と郷吏を殺したことをはじめ、全国 71ヶ所に民乱が相次いだ¹⁷。他方、民衆の新たな求心点となった新興宗教としては、鄭鑑録信仰、カトリック、及び東学を挙げることができる¹⁸。このうち鄭鑑録信仰とカトリックは、伝染病、飢餓、戦乱や自然災害など、終末を計るようにする兆候が最初に現れた後、眞人が新しい世界を開くという「後天開闢」を主張した¹⁹。これに比べて東学は、鄭鑑録信仰とカトリックとは異なり、人乃天思想²⁰に基づいた四民平等、人道主義を重視しながら、誰もが眞人にな

の古地である。衣冠が精製され文物が絢爛である。(中略) それにもかかわらず、朝廷の高官らは、西都を捨てて、肥料のように取り扱う。(中略) 国が緊急する際には必ず西都の力に支えられながら、科挙試験の時にはどうしても西都の学問を無視してしまうので、4百年以来西都の人が朝廷と何の縁があったのか。」宋讚燮 編『韓国の楳文』ダレンセンカク、2007年、91頁。

17 李ゲヒョン『韓国近代史 1863～1910 (한국 근대사 1863～1910)』チョンア出版社、2018年、23-24頁。

18 李致洙「興宣大院君の改革政治とその限界 (흥선대원군의 개혁정치와 그 한계성)」『東学研究』11集、2002年、22頁。

19 白承鍾は朝鮮末期に至って鄭鑑録信仰とカトリックは生存のための戦略として、互いに影響を与えたと見る。鄭鑑録信仰はカトリックの教理を援用することにより、終わりの日の残酷な状況を一層悲惨に描写し、カトリックは鄭鑑録信仰の予言記法を借用し、朝廷の弾圧と迫害に苦しんでいた信者たちに希望を吹き入れたと見なす。白承鍾「朝鮮後期のカトリック教と小文化集団の相互作用 (조선 후기 천주교와 소문화집단의 상호작용)」『教会史研究』30集、2008年、23頁、42頁。

白承鍾の主張は「黃嗣永帛書事件」を見ると、妥当性がある。この事件は、純祖1年(1801年)9月黄嗣永が朝鮮で強行されている辛酉教獄を北京教区クベア司教に知らせようと帛書を作成したことにより、処刑された事件である。鄭鑑録の一部を見ると、「新年の春月と盛世秋八月に仁川と富平の間には、夜中に船1000隻が停泊して、安城と竹山の間に死体が山のように積もるのである。」(白承鍾「朝鮮後期のカトリック教と小文化集団の相互作用 (조선 후기 천주교와 소문화집단의 상호작용)」『教会史研究』30集、2008年、16頁)と書いてある。黄嗣永は、彼の帛書に「もし、それができれば戦船数百隻精兵5、6万を得て、大砲など鋭利な武器をたくさん積み、また文章が上手で事理に明るい中国の学者、三～四人を連れて、直ちにこの国の海辺に至って国王に手紙を送って、私たちは西洋の伝教する船であるという。(中略)もし天主様の使者を受け入れなければ、当然、主がくださる罰を奉じ行い、死んでも足を回さない。(後略)」と書いた。つまり、黄嗣永は信仰の自由獲得のために、西洋の武力動員を積極的に訴えたが、その文句を見ると、鄭鑑録の終末思想が大きな影響を及ぼしていることがわかる。李ジョンピル「鄭鑑録と朝鮮後期の下位主体の抵抗的連帯 (정감록과 조선 후기 하위주체들의 저항적 연대)」『我が文学研究』62、2019年、47頁。

20 人乃天思想とは、「人こそ天」という意味であり、東学でいう天とは、全ての人々の中に祭られている「道徳」を指す。つまり、人格的な天(한울님)が人の心の中にあるため、まさに天は人の心だということである。そのため、東学で天を敬うということは、自分またはすべての人々の中に祭られている人格的な天(한울님)を敬うことである。一見人乃天思想は儒教の民本主義に似てい

れるという論理で、民衆の中で勢力を広げていった²¹。

上記の儒教的中央集権体制の亀裂は高宗1年(1864年)より始まった興宣大院君の改革によって、一時的に緩和された。興宣大院君は自分の次男が王に擁立された後、摂政を通して、王権強化に傍点を置いた改革政治を実施していった。興宣大院君の改革としては、次の五つが挙げられる。まず勢道政治の打破と人事改革である。興宣大院君は、63年間にわたって権力を保持してきた安東金氏を朝廷から追い出し、李氏宗親の大挙起用とともに、党派を問わず有能な人材を登用した。また、庶子はもちろん、両班と平民を問わず、科挙試験にも応じるようにした。第二には王権の弱体化による統治秩序の紊乱を正すために、各地方の守令、両班土豪、胥吏の収奪と恣意的な刑執行を厳しく処断したが、その一環として各地方に散らばっていた書院も撤廃した。第三には「三政の紊乱」を正すために世宗30年(1448年)5月に実施した社倉制度を復活させ、民の賑恤に努めつつ、良人のみ収納していた戸布制を両班にまで課せさせた。第四には朝鮮末期に乱れた政治紀綱と社会混乱を收拾するために、正祖9年(1785年)9月に編纂した「大典通編」を修正して「大典会通」を作った。また、「大典会通」に抜けていた事例を吏曹、戸曹、禮曹、刑曹、工曹と各司の現行規定を集大成した「六典條例」を作った。第五には壬辰倭乱の際に消失した景福宮の再建を王権の威厳を回復させるという名目で推進した²²。

しかし、すでに朝鮮は新しい世の中を求める新興宗教と民乱の拡散と、憲宗8年(1842年)阿片戦争をきっかけとして、清との「朝貢-冊封」関係を通して維持してきた東アジアの平和体制にも亀裂が深化されていた段階で²³、フランス、アメリカ、ロシアによる近代化(=門戸開放)の圧力に直面している状況であった。それにもかかわらず、大院君は純祖11年(1811年)以後より途切れていた日本との外交関係と、高宗3年(1866年)丙寅迫害以後からの西洋との斥和とを明らかにした上、儒教の理念に忠実な王権強化という過去回帰的改革を固守した。これは朝鮮が主体的に近代化を備えうる機会を逃してしまい²⁴、儒教的中央集権体制の亀裂の中で芽生えてくる「民主主義の土壌づくり過程」も外

るように見えるが、民衆を統治の主体ではなく客体と見たという点で違う。東学は自分の中に祭られている人格的な天(한울님)と一つになるために丹念に人格を磨かなければならないという思想が中心になっていたため、東学教徒たちは朝鮮が直面した問題点も回避せず、主体的に命をかけて正そうとする勇気を出すことができたのである。韓国哲学思想研究会『韓国哲学のスケッチ 2(한국철학스케치 2)』プルビッツ、2007年、154-156頁。

21 趙景達『近代朝鮮と日本』岩波新書、2012年、19頁。

22 韓永愚『未来를拓く我が近現代史(미래를 여는 우리 근현대사)』ギョンセウォン、2016年、26頁。:
李ゲヒョン『韓国近代史 1863～1910(한국 근대사 1863～1910)』チョンア出版社、2018年、34頁。:
趙景達『近代朝鮮と日本』岩波新書、2012年、32頁。

23 柳鏞泰・朴晋雨・朴泰均『一緒に読む東アジア近現代史(함께 읽는 동아시아 근현대사)』創作と批評社、2018年、130頁。

24 李致洙「興宣大院君の改革政治とその限界(흥선대원군의 개혁정치와 그 한계성)」『東学研究』

国の介入によって大きく左右される結果をもたらしたのである。

3. 朝鮮末期の「民主主義の土壌づくり過程」：第一局面

(1) 日朝修好条規と開化政策のための試み

高宗 10 年（1873 年）11 月 5 日興宣大院君が下野した。あいにくこの時期は日本で征韓論が浮上していた²⁵。日本は哲宗 5 年（1854 年）開港以来、明治維新を通じて近代的法体系と政治体制を整え、産業化を進めていた。このような日朝間の力の不均衡は、すでに阿片戦争によって清を中心とした東アジアの平和体制に亀裂が生じていた段階で、必然的に高宗 12 年（1875 年）8 月 20 日雲揚号事件を引き起こし²⁶、それは翌年 2 月 2 日「日朝修好条規（江華島条約）」に決着させたのである²⁷。日朝修好条規は、純祖 11 年（1811 年）

11 集、2002 年、27 頁。

25 高宗 5 年（1868 年）日本は、徳川幕府を崩し明治維新を通じて、急速に近代化を進めた結果、高宗 8 年（1871 年）7 月 29 日に日清修好条規を締結した。その後、高宗 10 年（1873 年）には徴兵令が施行され、およそ 60 万人にのぼる武士階級が失業に追い込まれた。これは明治政府にとって大きな課題となり、その解決策として征韓論が注目されたのである。金容九『世界観の衝突と旧韓末の外交史 1866～1882（세계관 충돌과 한말 외교사 1866～1882）』文学と知性社、2001 年、187 頁。

26 この点について、石田徹は「西欧の衝撃」以降に現れた日朝間の対応の違い（開化、鎖国）が生み出した書契問題による外交の行き詰まりと、日朝両国の間に内在していた認識の違い（朝鮮蔑視観、倭洋一体観）が最終的に雲揚号事件と日朝修好条規に至らせたと見ている。石田徹『近代移行期の日朝関係：国交刷新をめぐる日朝双方の論理』溪水社、2013 年。

27 多くの研究は、日朝修好条規のうち 4 つの条項を挙げて、不平等条約と見なす。「(前略) 第五条、京畿、忠清、全羅、慶尙、咸鏡 5 道の中で沿海と通商しやすい港二か所を選んで指定する。開港期間は、日本曆書には明治 9 年 2 月、朝鮮曆書には丙子年 2 月から数えて、20 ヶ月以内にする。(中略) 第七条、朝鮮の沿岸は島嶼岩礁が険しく、きわめて危険であるので、日本の航海者が自由に沿岸を測量してその位置や深度を明らかにして地図を編纂して両国客船の安全な航海を可能とするべし(中略) 第九条、通商については、各々の人民に任せ、自由貿易を行うこと。両国の官吏は少しもこれに関係してはならない。貿易の制限を行ったり、禁止してはならない。(中略) 第十条、日本人が開港にて罪を犯した場合は日本の官吏が裁判を行う。また朝鮮人が罪を犯した場合は朝鮮官吏が裁判を行うこと。しかし双方は、その国法を持って裁判を行い、少しも加減することなく努めて公平に裁判することを示すべし。(後略)」(<http://www.kanghwado.net/YeokSa/GangHwaDoJoYak/index.html>)

まず第五条及び第七条の場合は、釜山をはじめ、西海（仁川）と東海（元山）の主要港を開港させるとともに、経済的及び軍事的に、より便利に朝鮮を侵略する目的が大きかったと見なす。また、第九条及び第十条は日本が朝鮮に誘致した産業や零細商人を保護しようとし、朝鮮で罪を犯した日本人を朝鮮の法ではなく、日本の法に基づいて裁判を受けるようにした。これは朝鮮の自主権が大きく侵害された条項と見なす。；李ゲヒョン『韓国近代史 1863～1910（한국 근대사 1863～1910）』チョンア出版社、2018 年、79 頁。

以後より外交関係が断絶されていた日朝関係、高宗3年(1866年)丙寅迫害以後より固守してきた西洋との斥和、そして中国との「朝貢-冊封」という垂直的外交関係を揺るがす画期的事件となった²⁸。

特に日朝修好条規は、高宗と開化派に「富国強兵のための門戸開放」という考え方を固めさせた。その例として、日朝修好条規の締結後、当時の朝鮮側の代表であった申櫨と尹滋承は、高宗に条約の締結過程を報告する際に、以下のように条約締結の過程で感じた自分の感想をまとめて言ったが、主な内容は「富国強兵」の必要性についてであった。

「(前略) 今日天下の情勢を見てみると、各国が武力で侵攻し、その間に経験した屈辱がすでに何度もありました。ところが、このような軍事力で、もし各国と戦争する場合、今後どのような屈辱であるかわからないので、本当に懸念されることです。兵書によると、攻撃には多くの兵力が必要ですが、守備は少ない兵力でも可能だとしました。(後略)」²⁹

日朝修好条規の締結後、高宗と開化派は、高宗17年(1880年)12月20日に統理機務衙門を設けて、本格的な開化政策を推進した。第一の例が紳士遊覧団の派遣である。高宗18年(1881年)4月10日統理機務衙門は開化政策を推進していく30~40代の若い官吏62人を選抜して、日本に派遣した。紳士遊覧団は、日本政府の各省庁の長と接触する一

しかし、李泰鎮は上記と異なる見解を提示する。彼は「日朝修好条規」が朝鮮の意思とは関係ない、日本の一方的強要による不平等条約というよりは、条約締結の過程で朝鮮政府の能動性が大きく作用した条約であると主張した。つまり、日本が提示した12か条のうち、朝鮮は9か条にわたって大小の修正を加えており、条約締結が順調に進んだのは、高宗の開化及び通商に対する確固たる決意の故であるという。李泰鎮「1876年江華島事件の明暗」『韓国史市民講座36』一潮閣、2005年。

28 日朝修好条規の締結後、朝鮮は高宗13年(1876年)2月22日第一次修信使と高宗17年(1880年)3月23日第二次修信使を派遣した。特に第二次修信使を率いた金弘集は駐日清参事官の黄遵憲との対面で世界情勢の変化、通商問題、そして朝鮮の外交政策などについて意見を交換したが、当時、黄遵憲から『私擬朝鮮策略』を渡された。黄遵憲から受けた『私擬朝鮮策略』は金弘集が帰国した後に、高宗に上げられたが、主な内容は次のようである。「(前略) 今日、朝鮮の策略はロシアを防ぐことより急なことはない。ロシアを防ぎうる朝鮮の策略ではどのようなものがあろうか。これは、中国と親しく(親中国)、日本と結んで(結日本)、米国と連結すること(連米国)により、自強を図る道だけである。(後略)」李ジュミョン「私擬朝鮮策略」『原文の史料で読む韓国近代史(원문 사료로 읽는 한국 근대사)』ピルメック、2018年、24頁。

これが決定的な影響を及ぼしたとはいえませんが、高宗19年(1882年)に至って、朝鮮は『私擬朝鮮策略』の骨子通り、米国と「米朝修好通商条約」を結ぶことになる。これだけでなく、高宗20年(1883年)には「英朝修好通商条約」と「独朝修好通商条約」を結ぶことになる。

29 崔ピョンオク「教練兵隊(俗称:倭別技)研究(교련병대(속칭:왜별기)연구)」『軍事』18集、1989年、85頁。(再引用)

方、陸軍、税関、砲兵工廠、産業施設、図書館、博物館などを察し、約 100 冊に達する報告書を作成した³⁰。第二の例が高宗 18 年（1881 年）4 月 23 日新式軍隊の創設と近代式軍制改革であった。統理機務衙門は新式軍隊の訓練教官として日本公使館所属の堀本礼造を任命し、高宗 18 年（1881 年）9 月 26 日には金允植と魚允中を筆頭とした 28 人を清に派遣して、西欧科学技術と兵器製造法を学習させた³¹。

（2）開化政策に対する既得権の抵抗

高宗と開化派による開化政策は順調ではなかった。当時、朝鮮には「既存の儒教思想を固守し、門戸開放を徹底的に拒否する」という考え方を有する衛正斥邪派がいたが、「門戸開放」に対する衛正斥邪派の反発は断固であった。たとえば、崔益鉉は高宗 13 年（1876 年）2 月 16 日に「日朝修好条規」を推進する動きに抵抗しつつ、以下の「持斧伏闕斥和議疏」という上疏を上げた。上疏の主な骨子は「倭洋一体論」であった。

「(前略) 昔の倭は隣国であったが、今の倭は仇敵です。(中略) 倭人が仇敵であるのを果たしてどのように確かに知っているかいうと、彼らが洋敵の手先になったためです。彼らが洋敵の手先になったことをまた何で明らかにできるかという、倭と洋とが互いに通じ、中国を横行したのが長いからです。(中略) たとえ彼らが全く倭人であり、西洋人でなくても、明らかに洋敵の手先であり、過去の倭人ではないでしょう。だから倭とともに昔の好意を磨くことがサッと聞くには何の害がないようですが、倭と一緒に、昔の好意を磨くようになる時には、まさに西洋と一緒に和親を結ぶことになります。(後略)」³²

そして、本格的な開化政策を進めていく最中であった高宗 18 年（1881 年）2 月 26 日には、李晩孫を筆頭にした嶺南儒生らが「嶺南萬人疏」という上疏を上げたが、その内容は以下のとおりである。

「(前略) 修信使金弘集が持ってきて流布した黄遵憲が書いた本を読むと、(中略) 涙が流れます。(中略) 我々に人材がない機会に乗じて、彼らは天下を変えようとして、中国を蝕み、朝鮮に侵入してさらっているのです、周公、孔子は遥かに押し出され、朱子も終わりました。(中略) ロシア、アメリカ、日本は同じ蛮人です。(中略)

30 李ゲヒョン『韓国近代史 1863～1910 (한국 근대사 1863～1910)』チョンア出版社、2018 年、89 頁。

31 白テナム編著『韓国史年表 (한국사 연표)』ダハルメディア、2019 年、384 頁。

32 李ジュミョン「持斧伏闕斥和議疏」『原文の史料で読む韓国近代史 (원문 사료로 읽는 한국 근대사)』ビルメック、2018 年、19-20 頁。

周公、孔子、朱子の道をさらに磨くようにすれば、民は皆、安定した生活と生業の樂を享受されるのでしょ。う。(後略)³³

上記のように「倭洋一体論」及び「斥洋斥和」に基づいて、より儒教の理念に充実することを求めていた衛正斥邪派は、高宗18年(1881年)8月29日に興宣大院君と一緒に、高宗の異母弟である李載先を王に推戴しようとした。しかし、それは途中で発覚し、李載先を含む30人が処刑された³⁴。続いて高宗19年(1882年)6月5日には「壬午軍亂」が発生した。「壬午軍亂」は新式軍隊の創設に伴い、従来の旧式軍隊の規模が五軍營から二軍營体制に縮小された過程で、多くの失業者を生み出し、残っていた旧式軍人にも13ヶ月間の禄俸を支給しなかったことが発端となった。旧式軍人による蜂起は、後に興宣大院君の支持勢力も合流することで、9年ぶりに大院君の政界復歸を可能にした³⁵。

(3) 開化派内の分岐と甲申政変

「壬午軍亂」直後、開化派の金允植と魚允中は、清に援兵を要請した。そして、高宗19年(1882年)6月27日に清は属国の朝鮮を保護するという名分で、馬建忠と丁汝昌が率いる軍艦3隻を送った。清は「壬午軍亂」の責任を問い、興宣大院君を天津に圧送し、8月23日には「朝清商民水陸貿易章程」を締結した³⁶。なお11月には馬建常とドイツ人メーレンドルフを派遣して顧問政治に取り掛かった。

清の介入によって、再び開化派は政治舞台の表に登場したが、清の内政干渉は「門戸開放」という接点を有していた開化派内の穏健派と急進派との間の異なる考え方を浮き彫りにしたのである。穏健開化派は「伝統的な儒教思想に基づいて、段階的に西洋文物を受け入れたい」という考え方として清の洋務運動をモデルにしていた。代表的な人物としては金允植、魚允中、金弘集、李祖淵、閔泳翊などを挙げるこが

33 李ジュミョン「嶺南萬人疏」『原文の史料で読む韓国近代史(원문 사료로 읽는 한국 근대사)』ピルメック、2018年、48-56頁。

34 白テナム編著『韓国史年表(한국사 연표)』ダハルメディア、2019年、384頁。

35 李ゲヒョン『韓国近代史1863～1910(한국 근대사 1863～1910)』チョンア出版社、2018年、128-129頁。

36 「朝清商民水陸貿易章程」は前文と8か条に構成された。その内容は次のようである。「朝鮮は長い間の藩属国であるため、法典と儀式に関する一切は定まった制度があるので、再度議論する必要がなく、ただ現在各国が水陸を通して通商している分、当然、私たちも航海禁止を廃止して、両国の商民に、一切相互貿易に従事させて、すべての利益を得るようにすべきである。(中略)第一条、常務委員の派遣及び両国波員の処遇、北洋大臣と朝鮮国王が対等な位置であることを規定。第二条、朝鮮内での清の常務委員の治外法権の認定。(後略)具仙熙「朝鮮の近代化を防ぐ朝清商民水陸貿易章程(조선의 근대화를 막은 초청상민수륙무역장정)」『明日を開く歴史 9』、2002年、245-246頁。

できる。これに対して急進開化派は「従来の儒教的中央集権体制を西欧的政治体制へ改革する」という考え方を有しつつ、日本の明治維新をモデルにしていた。代表的な人物としては金玉均、朴泳孝、徐載弼、洪英植、徐光範、兪吉濬³⁷などを挙げることができる³⁸。

急進開化派の考え方を見ると、まず報聘使として米国に派遣されていた洪英植の「米国防問報告」によく表れている。高宗 20 年（1883 年）10 月 17 日、洪英植は高宗に帰国報告をする際に、以下のように米国の政治制度を紹介した。そこには三権分立、大統領の任期、官僚の交替、及び民主主義制度を実施している国々などについて述べられている。

「(前略) 米国の政権は三項に分かれています。第一項は立法之権ですが、上下議員が主宰し、副大統領が立法を主掌します。第二項は行政之権として、大統領と各六部長官がこれを主掌しています。(中略) 第三項は司法之権ですが、法部長及び審判各官などがこれを主管しています。しかし、大体これらすべては大統領の統轄下にあ

37 兪吉濬を急進開化派に分類するには慎重な部分がある。その理由は次の通りである。高宗 19 年（1882 年）9 月の壬午軍乱当時、日本の公使館襲撃を問題視して、日本は済物浦条約を要求したが、条約締結後には朴泳孝、金玉均、徐光範、閔泳翊が修信使として日本に派遣された。当時、東京に滞在していた兪吉濬は修信使一行を助け、高宗 19 年（1882 年）12 月には留学を中断し、修信使一行と一緒に帰国した。その後、兪吉濬は急進開化派の人士らと交流を重ね、国政全般にわたる改革案を作成し、朴泳孝（当時、漢城府判尹）の指揮下で『漢城旬報』の創刊にも参加した。また兪吉濬は著書『西遊見聞』で世界各国の政治体制を五つに分類した。第一は君主が擅制する政体、第二は君主が命令する政体、第三は貴族が主掌する政体、第四は君民共治する政体、第五は国人が共和する政体を挙げた。兪吉濬は、「このうち第四の君民共治（立憲政体）が国の政令と法律を公論によって政治する体制で、議会在重要な役割を遂行する」とし、「最も美しい政体」と称賛した。他方、兪吉濬は米国式大統領制の導入に強く反対し、朝鮮の伝統的儒教倫理体系を尊重し、保守すべきだと主張したが、君主の存在は自然なものであるため、排除できないとした。だからといって、兪吉濬が英国式立憲君主制の導入を積極的に支持したわけでもない。兪吉濬は立憲君主制導入の前提条件として「人民の知識水準の高揚」を挙げた。このような点から見ると、兪吉濬を穏健開化派とも分類することができるが、彼の行跡を見ると、持続的に急進開化派の人物と交流した点と、その後も『独立新聞』を創刊した徐載弼ともいくつかの共通点を有している点で簡単に分類することができない。たとえば、徐載弼との共通点を見ると、第一は米国に留学し、民主政体の優秀性を認識した点、第二は閔氏戚族が率いた親清政策に反対した点、第三は反口路線を掲げた点、第四は民衆啓蒙のために新聞の重要性を認識した点である。金學俊『旧韓末の西洋政治学の受容研究：兪吉濬・安國善・李承晩を中心に（구한말의 서양정치학 수용 연구：유길준, 안국선, 이승만을 중심으로）』ソウル大学校出版文化院、2013 年、252-253 頁、290-291 頁、306-307 頁。

38 康俊晩『韓国近代史の散策 1』人物と思想社、2007 年。；李ゲヒョン『韓国近代史 1863～1910（한국 근대사 1863～1910）』チョンア出版社、2018 年。；崔ソン「韓国近代憲法の起源に対する議論（한국근대헌법의 기원에 대한 의론）」『韓国学研究 41』、2012 年、289-321 頁。

るから大統領の認可を受けて処理するそうです。(中略) 大統領は4年毎に一度ずつ交替されます。(中略) 上下議員の任期は6年または8年という差があります。行政の官員も大統領が交替する度に随時遞任されます。(中略) 欧州にはスイス、フランスなどの国があり、南米にはメキシコ、ペルー、チリなどの国がすべて民主国家です。(後略)」³⁹

次に急進開化派の朴泳孝と兪吉濬が主導して創刊した以下の『漢城旬報』の論説にもよく表れている。

「(前略) 西洋諸国のうち、どの国を最も寛大な政治をした国と言うのか。寛大な政治を行う国とは、公議堂の人員が大権を握り、士農工商にすべての公舉人員の地位を分け与えることである。近年、西洋各国は次第にこのような寛大な政治をする国を見習おうとしている。(後略)」⁴⁰

「(前略) しばしば宰相が適任者ではなくて、政治がうまく行われず、民が平安に過ごせなかったことは、門閥や党与に依拠して人材を使うだけであって、かつて君子を広く選び政治を任せなかったからである。立憲政体は民選を根本にして、その旨に従うため、国中の賢能者は誰でも議員や宰相にもなれるので、小人が王を不義に導くものか。(後略)」⁴¹

上記の「米国訪問報告」と『漢城旬報』から見ると、急進開化派は国王中心の専制君主制とは異なり、立法、行政、司法が分立されて、選挙によって大統領と上下議員らを選出される民主政体に相当な関心を持っていた。その例として、『漢城旬報』高宗21年(1884年)1月11日付の論説で、公議堂の議員が権力を握り、すべての人々が政治に参加する権利を持つ政治体制を「寛大な政治」と表現している部分を挙げる事ができる。その一方で、『漢城旬報』高宗21年(1884年)1月30日付の論説を見ると、急進開化派は完全な民主政よりは王を頂点として宰相と議員を選挙によって選び、宰相と議員中心の国家運営を理想的に考えたと思受けられる。

このような状況で高宗21年(1884年)6月19日、ベトナムをめぐって清とフランスとの戦争が勃発したが、朝鮮に駐屯していた清軍3000人のうち1500人がベトナム戦線に

39 李ジュミョン「米国訪問報告」『原文の史料で読む韓国近代史(원문 사료로 읽는 한국 근대사)』ピルメック、2018年、61-62頁。

40 『漢城旬報』高宗21年(1884年)1月11日。

41 『漢城旬報』高宗21年(1884年)1月30日。

大挙移動した⁴²。これは日本にとって朝鮮に対する影響力強化のためのインセンティブとなり、その一環として清に反感を持っていた急進開化派を軍事的・財政的に支援した⁴³。他方、当時の朝廷内では穏健開化派と急進開化派との対立が激しかった。その中心には閔泳翊があったが、彼は漢城府に駐屯している清軍とのつながりを強化する一方、急進開化派の朴泳孝を含む日本式教育を受けた人士らの肅清を率いだったのである⁴⁴。

上記の複合的要因は高宗 21 年（1884 年）12 月 4 日、甲申政変という形に発現されたが、それは高宗と穏健開化派の反対と清の介入によって、わずか三日で鎮圧された。その後、甲申政変の主役であった洪英植などの 8 名は殺され、金玉均、朴泳孝、徐載弼、徐光範などの 10 名は日本へ亡命するなど、朝廷内の急進開化派は全滅された。

さらに、甲申政変の当時、急進開化派が提示した以下の「政綱 14 か条」を見ると、従来の急進開化派が持っていた理想的政治体制とはかなりかけ離れていたのがわかる。

「第一項、興宣大院君は日を追って還国されること。清国に対する朝貢の虚礼を廃止すること。第二項、門閥を廃止し、人民平等の権利を制定すること。才能をもって官を選び、官をもって人を選ぶことのないようにすること。第三項、国を通して地租の法を制定して税制を改革し、役人の不正を防ぎ、人民の困窮を救い、国費をゆたかにすること。第四項、いずれ内閣を組織して内侍（女官や宦官）の制を廃し、そのなかで優秀なものは登用すること。第五項、邪悪・貪欲にして国家を害すること著しいものに対しては罰を定めること。第六項、各道でおこなわれる還上という過酷な搾取の仕組みを永久に廃止すること。第七項、奎章閣を廃止すること。第八項、急ぎ巡査を設置して窃盗等の犯罪を防ぐこと。第九項、恵商公局を廃止すること。第十項、近年、配流や禁固刑に処せられた政治犯を釈放すること。第十一項、四營を合わせて一營とし、一營中に兵を厳選したうえで近衛隊を設置すること。陸軍大将には王世子（皇太子）を擬すること。第十二項、国内財政をすべて戸曹が管轄し、その他一切の財務衙門を廃止して財政官庁を一元化すること。第十三項、大臣・参贊は定期的に議政所において会議を開き、政令を議定して執行すること。第十四項、政府六曹以外の冗漫な官庁に属するものは罷免し、大臣と参贊が話し合って啓発すること。」⁴⁵

まず、上記の第一条と第二条を見ると、清との伝統的な事大関係を断ち、身分制度を

42 白テナム編著『韓国史年表 (한국사 연표)』ダハルメディア、2019 年、387 頁。

43 韓永愚『未来を拓く我が近現代史 (미래를 여는 우리 근현대사)』ギョンセウォン、2016 年、44 頁。

44 康俊晩『韓国近代史の散策 1』人物と思想社、2007 年、331 頁。

45 朴ウンスック「甲申政変の政令に現れた政治体制と権力運営の構想 (갑신정변에 나타난 정치체제와 권력운영 구상)」『韓国史研究 124』、2004 年、143-173 頁（再引用）。

打破した自主国家の樹立を目指したのがわかる。第二に、第二条、第七条、第九条、第十二条を見ると、王室と閔氏戚族の基盤であった奎章閣と恵商公局を廃止し、財政を一元化することで王権を制限しようとした。第三に、第十条を見ると、壬午軍乱以降、肅清された大院君勢力の協力と民心を得ようとした。最後に、第十三条と第十四条を見ると、既存の議政府と六曹以外の機関は廃止し、内閣の権限を強化させた。特にこの部分は急進開化派が理想的に考えていた「選挙及び分権」を全く反映していない点が疑問であるが、これは甲申政変の急進性と過激さを減らし、政変に対する不安感を相殺するための措置といえよう⁴⁶。

結局、上記の措置は、清は言うまでもなく、高宗と閔氏戚族が中心となった穏健開化派の反発を買わざるを得なかった。しかし、これよりも重要なのは急進開化派が持っていた「選挙及び分権」という概念が知識的レベルに止まっていたことであり、それさえも波及力で限界を持っていたことである。もちろん『漢城旬報』に「選挙及び分権」という考え方を述べたとはいえ、それは漢文での発信であったため、漢文を解読しうる中央官吏、地方官吏、及び両班階層などごく一部のみ共有されたのである。このように「選挙及び分権」に基づいて「従来の儒教的中央集権体制を西欧的政治体制へ改革する」という急進開化派の考え方は、当時は革新的とはいえ、「問題提起」に発展するにはかなりの限界を有していたのである。

4. 朝鮮末期の「民主主義の土壌づくり過程」：第二局面

(1) 甲申政変以後の朝鮮の現実と東学の「輔国安民と四民平等」

甲申政変以後、朝鮮の民衆が直面した現実は、「日朝修好条規」と「朝清商民水陸貿易章程」を通して対外交易量が増加したにもかかわらず、日・清に対する無関税などの最恵国待遇は、朝鮮の商人たちに大きい打撃を与えた。特に日本の場合、農業社会から工業社会への転換期にあって、日本内の産業労働者に対する低賃金を維持するためにも穀物価額を安定させる必要があり⁴⁷、安価で朝鮮から米や豆などを大量に輸入した。これは朝鮮内の穀物価額の上昇をもたらしたが⁴⁸、その上に各地方の貪官汚吏は、民衆にあらゆる名目

46 同上、156頁。

47 河元稿「開港後の防穀令実施の原因に関する研究 上(개항후 방곡령실시의 원인에 관한 연구상)」『韓国史研究 49』、1985年、79頁。李ゲヒョン『韓国近代史 1863～1910(한국 근대사 1863～1910)』チョンア出版社、2018年、185-186頁。

48 これに歯止めをかけるために、高宗26年(1889年)9月14日、咸鏡道地方で防穀令を実施したが、日本は、規定違反を掲げて、10月15日防穀令撤廃と防穀令による日本の商人たちの損害賠償を求めた。結局、高宗27年(1890年)1月7日、朝鮮は防穀令を撤廃した。韓永愚『未来を拓く我が近現代史(미래를 여는 우리 근현대사)』ギョンセウォン、2016年、51頁。

の税金を賦課したため、なおさら民衆の生活は疲弊していった。結局、これは高宗 26 年 (1889 年) より穀倉地帯を中心とした民乱を呼び起こした⁴⁹。

上記の状況にもかかわらず、高宗と穩健開化派は、朝鮮の安全と自立を脅かす状況を克服するための方案として、「教育の改善、人材登用、民意安定、及び国庫を堅実にさせる」という内需自強策を提示した⁵⁰。これはすでに機能不全に陥っていた従来の儒教的中央集権体制に対する根本的改革が抜けていることであって、民衆が直面している経済的収奪構造を断ち切ることができなかった。反面、朝鮮末期の儒教的中央集権体制の亀裂の中で民衆に広がってきた東学は朝鮮が直面した現実問題を解決する方案として「輔国安民と四民平等」という考え方を有していた。これは間違った国を正して助け、平等を原則に民衆には最小限の生活を保障する社会を作ろうとすることであった⁵¹。ちなみに東学での平等は、人それぞれに人格的な天 (한울님) を祭られているという侍天主に依拠するが、人が他の人を天のように仕えて、各人が自分の中に人格的な天 (한울님) を祭られると、両班、中人、良人、賤人、老若男女の差別なく、皆が地上神聖もしくは君子であり、各人ごとに人格的尊厳があるようになるため、各人に平等的な関係が形成されるということであった⁵²。このような東学の考え方は、急速に慶尚道、全羅道、忠清道地域の民衆と共有されていき、後の二回にわたる甲午農民戦争の基盤となった。

(2) 第一次甲午農民戦争と「弊政 12 か条」

第一次甲午農民戦争は全羅道古阜地域で開始された。当時、古阜郡守であった趙秉甲は民衆を動員して、萬石沢という貯水池を掘らせ、そこから水税を徴収しただけではなく、父の追慕碑を立てるという口実で民衆からお金を集金する貪虐を犯していた。これに憤慨した東学の古阜地域の接主全瑋準は⁵³、高宗 31 年 (1894 年) 1 月 10 日に約 1000 人の農民

49 柳鏞泰・朴晋雨・朴泰均『一緒に読む東アジア近現代史 (함께 읽는 동아시아 근현대사)』創作と批評社、2018 年、149-150 頁。

50 内需自強策という考えは次の『漢城周報』の論説にもよく現れている。「(前略) ベトナムとビルマが最初から政治と教育などをよく整い、人材を登用して民意を安定させ、国庫と兵糧をしっかりして、甲兵を研磨しておいたら、いくらフランス、イギリスの銃剣が鋭くても、どうして彼らが隙を狙うことができたのであろうか。我が国は三面が海に囲まれ、土地が肥沃で人口も盛んで、山川江海には資源が豊富で、運輸も便利である。これらの条件を持って富強に努めると、(中略) 英国を追い抜くことができる。(後略)」『漢城周報』高宗 23 年 (1886 年) 1 月 30 日。

51 林賢九「崔濟愚の輔国安民の思想 (최제우의 보국안민 사상)」『東学研究 2』、1998 年、93 頁。韓国哲学思想研究会『韓国哲学のスケッチ 2 (한국철학스케치 2)』プルビッツ、2007 年、154-156 頁。

52 林賢九「崔濟愚の輔国安民の思想 (최제우의 보국안민 사상)」『東学研究 2』、1998 年、97-98 頁。

53 東学の郡、県単位の教団組織や集会所を指す言葉として「包」と「接」があった。ここで「接主」

を率いて官衙を襲撃して衙前たちを殺し、穀物を没収して農民に返した⁵⁴。その後、全琫準、孫化中、及び金開南は「輔国安民」を掲げ、周辺地域の各接主に、以下の「東学倡義文」を通して合流することを促した。

「(前略) 人民がめぐみ深く、臣下が忠実で、父親がいつくしみ深く、子供が孝行をつくして、はじめて、国家は安泰の域に入りうるのである。(中略) 京中には国政を助ける人材なく、地方には民を虐げる官吏が多い。人民の心は日々にすさんでゆき、生を楽しむにたる職業・資産を失い、さらには身を保つ保障すらない。(中略) 百姓は国家の根本である。根本が衰えるなら、国家は必ず亡びるのだ。国を治め民を安んじさせる策を考えず、ただ一身の利害のみを考え、国家の蓄積を消尽させることが、どうして正しいことであろうか。我等は在野の遺民にすぎないが、王土の上に食い、君の衣を着て生きる者である。どうして国家の滅亡を座視するにしのびえようか。朝鮮八域心を同じくし、億兆の衆議により、ここに義旗をかかげ、輔国安民をもって死生の誓いとする。(後略)」⁵⁵

上記の内容を見ると、忠、孝、人倫と、民衆は国の根本であるため、根本がしっかりしていれば国が安寧するという儒教的民本主義を掲げているようである。しかし、東学は民衆を統治の客体と見なしていた民本主義とは異なり、侍天主に依拠して自分の中の人格的な天(한울님)と一つになるために自らの人格を磨くことを重視し、来世よりは現実社会の問題解決に焦点を当てていた⁵⁶。そのため、農民軍は従来の散発的な民乱とは違い、批判の対象を地方の守令だけではなく、朝鮮内のすべての支配層に当てていた⁵⁷。

上記の「東学倡義文」が世の中に出てくると、民衆たちの反響は大きかった。民衆たちは「よくやった」「亡ぶべきものはただちに亡びてしまい、新しい世の中が出現しなければならぬ」と、民心が極度に沸き立っている中で、村ごと家ごとに、顔を合わせれば、「東学倡義文」の話が交わされたという⁵⁸。こうして高宗31年(1894年)3月25日には金溝、扶安、高敞などから約1万人の農民軍が押し寄せてきたが、彼らは古阜郡泰鼎白山に

とは地域教団の長を示す。

54 韓永愚『未来を拓く我が近現代史(미래를 여는 우리 근현대사)』ギョンセウォン、2016年、54頁。

55 吳知泳・梶村秀樹訳『東学史：朝鮮民衆運動の記録』平凡社、2006年、169-170頁(再引用)。

56 林賢九「崔濟愚の輔国安民の思想(최제우의 보국안민 사상)」『東学研究 2』、1998年、89頁。

57 朴ジュンソン「除暴救民、輔国安民の旗を掲げる：1894年農民戦争の茂長倡義文と白山檄文(제폭구민, 보국안민의 깃발을 들다：1894년 농민전쟁의 무장 창의문과 백산 격문)」『明日を開く歴史 12』、2003年、226頁。

58 吳知泳・梶村秀樹訳『東学史：朝鮮民衆運動の記録』平凡社、2006年、171頁。

集結し、以下の檄文を作った。

「(前略) 我らが義を挙げてここに至った本意は、断じて他にはなく、蒼生（民衆）を塗炭の苦しみから救い、国家を磐石の上にすえようということにある。内には暴虐な官吏の首をはね、外には横暴な強敵の群を駆逐することにある。両班と富豪の前に苦痛にあえいでいる民衆と、方伯・守令（地方官）の下に屈辱をなめている小吏らは、我等と深い怨恨を共にするものである。少しもためらうことなく、ただちに立ち上れ。もし機会を失うならば、後悔しても及ばないであろう。(後略)」⁵⁹

上記の内容を見ると、農民軍が批判しようとした対象は、貪虐な官吏、両班と富豪、方伯と守令、そして外勢であるのがわかる。特に目立っているのは、衙前までも農民軍の味方になっているという点である⁶⁰。このように組織を整備した全琿準と農民軍は井邑黄土県での政府軍との戦闘で勝利し、高宗 31 年（1894 年）4 月 27 日には全州城まで占領するなど、蜂起 3 ヶ月で全羅道全域を掌握した。

結局、朝廷は 4 月 28 日清に援兵を要請し、清は 2800 人の軍隊を忠清道牙山に上陸させた。これと同時に、日本も「自国の公使館と居留民を保護する」という名分で 6300 人の軍隊を仁川に送った⁶¹。こうして、農民軍は「輔国安民」の観点で外国の介入なしで政府との問題を解決するために、高宗 31 年（1894 年）5 月 7 日全州和約を結び、以下の「弊政 12 か条」を提示した。

「第一条、東学道人と政府の間の多年の遺恨を水に流し、庶政に力を合わせること。第二条、貪官汚吏はその罪状を明確にして一々厳罰に付すること。第三条、横暴な富豪ども厳罰に付すること。第四条、不良な儒林と両班どもをこらしめること。第五条、奴婢文書を焼却すること。第六条、七班賤人の待遇を改善し、白丁の頭上の平壤笠を脱がせること。第七条、青春のうちに寡婦となった者の再婚を許すこと。第八条、いわれのない雑税は一切実施しないこと。第九条、官吏の採用には地方閥を打破し、人材を登用すること。第十条、倭と姦通する者は厳罰に付すること。第十一条、

59 同上、174-175 頁（再引用）。

60 朴ジュンソン「除暴救民、輔国安民の旗を掲げる：1894 年農民戦争の茂長倡義文と白山檄文（제폭구민, 보국안민의 깃발을 들다: 1894 년 농민전쟁의 무장 창의문과 백산 격문）」『明日を開く歴史 12』、2003 年、227 頁。

61 甲申政変の直後、日本は焼失した公使館の新築費用と賠償金を要求して、朝鮮とは漢城条約を結び、清とは天津条約を締結して日・清両国の軍隊が朝鮮から撤退することと、後の日・清の軍隊が朝鮮に軍隊を派兵する際に、互いに通知することを約束した。つまり、甲午農民戦争の際に日本が軍隊を派兵したのは、天津条約を根拠にしたことであり、後程、これは日清戦争の端緒となった。

公私の債務すべて過去のものは一切取り立てぬこと。第十二条、土地は平均に分作させること。」⁶²

上記の「弊政12か条」を見ると、「輔国安民と四民平等」の考え方がよく表れている。まず貪官汚吏と横暴な富豪らの不正腐敗と民衆に対する恣意的収税行為を厳罰することを通して、誤った道へ進んでいる国を正して助けようとした。そして、すべての人々には人格的な天(한울님)が祭られているという侍天主に依拠して、両班と賤人との差別を正して、牛や豚の蓄殺に従事する人であるのがわかる笠をなくすこと、奴婢文書の焼却、及び青春未亡人の改嫁の許可などを要求した。つまり、当時の民衆は「輔国安民」を前提にして、かなり人権及び平等的側面を強調しているのが見受けられる。

(3) 第二次甲午農民戦争と「洪範14か条」

高宗31年(1894年)6月9日、朝廷は全州和約を根拠に日本軍の撤退を要求した。しかし、日本は6月21日、2000人余りの兵士で景福宮を占領した後、清軍の撤退及び清との条約廃棄を強要し、侍衛軍の武装解除と閔氏戚族を追い出した。これに止まらず、6月23日には牙山湾に停泊していた清の軍艦と輸送船を奇襲攻撃して日清戦争を開始し、朝廷内では金弘集内閣の成立と甲午改革を推進させた⁶³。日本が甲午改革で焦点を当てていたのは、高宗と閔妃戚族の無力化とともに、「弊政12か条」に論じられた未亡人改嫁の許可、公私奴婢制の廃止、及び班常門閥の廃止などを反映して、日本に対する朝鮮民衆の反発を最小化しようとしたことである⁶⁴。

しかし、日本による景福宮占領と日清戦争は、第二次甲午農民戦争を引き起こす画期的事件となった。高宗31年(1894年)9月18日東学教主崔時亨は「斥倭斥華」という考え方に基づいて武力蜂起を宣言し、10月9日には北部地域の孫秉熙と南部地域の全瑛準による東学農民軍約20万人が漢城府へ進撃するための拠点として忠清道公州に結集す

62 呉知泳・梶村秀樹訳『東学史：朝鮮民衆運動の記録』平凡社、2006年、191-192頁。

63 白テナム編著『韓国史年表(한국사 연표)』ダハルメディア、2019年、394-395頁。

64 甲午改革の内容を見ると、第一に政治分野では、国王中心の権力構造を内閣制に変えて、議政府総理大臣の下に内務、外務、度支、軍務、法務、学務、工務、農商など、八つの衙門を置いて、総理と各衙門の大臣らが実権を持つようにした(第1次金弘集内閣)。また、国王の人事権を制限して、一等と二等の勅任官は王が直接任命するが、その下の中間官吏の奏任官は大臣が推薦して、王が任命し、下級官吏の判任官は大臣などの機関長が直接任命するようにして、国王の権限は著しく弱体化された。第二に経済分野では、国家財政を戸曹の代わりに度支衙門で司らせ、銀本位貨幣制度と租税の金納化を実施した。また防穀令の頒布を禁止させ、日本の貨幣を流通させた。第三に、社会分野では、未亡人の再嫁を許容し、公私奴婢制度、班常門閥、罪人縁坐制などを廃止した。韓永愚『未来を拓く我が近現代史(미래를 여는 우리 근현대사)』ギョンセウオン、2016年、58-59頁。

ることにした⁶⁵。こうして金弘集内閣は東学農民軍を討伐するための軍指揮権を日本に譲渡し、高宗 31 年（1894 年）10 月 22 日に公州牛禁峙で日本軍・政府軍と農民軍は戦闘を行った。しかし、農民軍は日本軍の強大な火力に押されて、ほぼ全滅した⁶⁶。その後、全琫準と農民軍は忠清道論山に後退したが、以下のような告示で訴えつつ、政府軍と民衆に「斥倭斥華」のための連合を呼びかけた。

「(前略) 今年十月に開化奸党が倭国と締結して乗夜入京し、君父に迫りて国権をほし
いままにし、また方伯守令みな開化に染まりて人民を撫恤せず殺戮を好み、ために生
霊は塗炭に苦しむ。(中略) また公州、大田の事態を論ずれども、たとえ今春以来の
怨恨の報復とはいえ、事態が惨酷であり、後悔甚だしく、方今大軍が京を圧して八方
が不穏なるに、地方で相戦えば、まさに骨肉相戦というべし。思うに朝鮮人同士は、
たとえ道は異なるにしても斥倭斥華の義は一般なるべし。(中略) 各自反省して忠君愛
国の心あらば、直ちに義理にかえり、相議して斥倭斥華し、朝鮮をして倭国化せぬよ
うにし、同心協力して大事を成就すべきなり」⁶⁷

上記の内容を見ると、全琫準は朝鮮の自主独立のためには、斥倭はもちろん、斥華をし
なければならないと述べている。特に朝鮮が日本の属国にならないよう同心協力するのを
訴えたが⁶⁸、農民軍は敗退するばかりであり、全琫準は高宗 31 年（1894 年）12 月 2 日に
逮捕され、12 月 27 日に至っては甲午農民戦争も完全に鎮圧された。

他方、日本は甲午農民戦争を収束していくとともに、高宗 31 年（1894 年）11 月 21 日
には甲申政変の主役であった朴泳孝と徐光範を第二次金弘集内閣に合流させ、12 月 12 日
には「洪範 14 か条」を頒布した。

「第一条、清国に依存する概念を断ち切り、自主独立の基礎を確固に建設する。第二
条、王室典範を制定し、王位の継承並びに王族と外戚の名分と意義を示す。第三条、
大君主は正殿にて国政を執り、政務は時原任大臣と親しく誠実に議論して裁決し、王
后・妃嬪・王族・外戚が関与することを認めない。第四条、王室事務と国政事務は、

65 李ゲヒョン『韓国近代史 1863～1910 (한국 근대사 1863～1910)』チョンア出版社、2018 年、204 頁。

66 日本軍は 8000 人に過ぎなかったが、近代式兵器で武装していた。当時、殺された農民軍はおおよそ 20 万人に達した。金ヤンシク『鳥よ鳥よ青い鳥よ：近代の黎明を明かした東学農民戦争 (새야 새야 파랑새야 : 근대의 여명을 밝힌 동학농민전쟁)』西海文集、2005 年、169 頁。

67 姜在彦『朝鮮近代の変革運動 姜在彦著作選第Ⅱ巻』明石書店、1996 年、162-163 頁（再引用）。

68 崔玄植「全琫準の革命思想考察：洪招録を中心に (전봉준의 혁명사상고찰 : 홍초록을 중심으로)」『東学研究 9・10』、2001 年、29-30 頁。

須く分離し、相互に混合しない。第五条、議政府及び各衙門の職務権限を明確に制定する。第六条、人民への課税はすべて法令の定めるところに従い、みだりに名目を加え、むやみに徴収することを禁じる。第七条、租税の課徴及び経費の支出は、すべて度支衙門が管轄する。第八条、王室費は率先して節減し、各衙門と地方官の模範とする。第九条、王室費及び各衙門の費用は、あらかじめ年間予算を作成し、財政基盤を確立する。第十条、地方官制を急遽改定し、地方官吏の職権を制限する。第十一条、全国の聡明な青年を広く外国に派遣することにより、外国の学術と技芸を伝習させる。第十二条、将官を教育し、徴兵法を施行して、軍制の基礎を確定する。第十三条、民法と刑法を厳明に制定し、まさに監禁したり懲罰することを禁じ、人民の生命と財産を保全する。第十四条、人材を採用するのに門閥や地縁に拘らず、士を求め朝野に遍及することにより、人材登用を広く均等に行う。」⁶⁹

上記の「洪範14か条」の内容を見ると、第一条は自主独立であり、第二条から第五条までは王権牽制、第六条から第九条までは恣意的な財政運用による財政紊乱と苛斂誅求の防止、第十条は不正腐敗に明け暮れる地方官吏の権力打破、そして法治主義を確固たるものにして民衆の権利を保護するというものである。たとえこれは日本の干渉の下で集約されたものであっても、甲午農民戦争で提起された「弊政12か条」にも提示されたものであり、後程の『独立新聞』や独立協会は「洪範14か条」の施行を求めた点で⁷⁰、「洪範14か条」は、朝鮮末期の「民主主義の土壌づくり過程」に重要な部分を占めているといえる⁷¹。

5. 朝鮮末期の「民主主義の土壌づくり過程」：第三局面

(1) 三国干渉以後の朝鮮内の日本の独占的影響力の後退

高宗32年（1895年）4月17日下関条約により、日清戦争での勝利を確定した日本は、遼東半島、台湾、澎湖島を割譲されただけでなく、朝鮮への影響力も独占するようになった。しかし、ロシア、ドイツ、フランスによる三国干渉で日本は5月4日遼東半島を放棄せざるを得なくなり、朝鮮内での日本の独占的影響力にも亀裂が生じるようになった⁷²。

三国干渉という画期的事件をきっかけに高宗は国政を自ら決裁することを明らかにし

69 國分典子『近代東アジア世界と憲法思想』慶應義塾大学出版会、2012年、119-120頁（再引用）。

70 『独立新聞』光武2年（1898年）7月13日。

71 関京植「洪範十四条」『中央法学』第9集2号、2007年、44頁、57頁、79頁。

72 韓永愚『未来を拓く我が近現代史（미래를 여는 우리 근현대사）』ギョンセウォン、2016年、62頁。

ながら、弱体化された王権を再度強化させようとし、7月5日には、金弘集内閣の兪吉濬や金嘉鎮などを追い出し、親露派の人士らを参加させた⁷³。しかし、日本は高宗の措置を牽制しようと、8月20日に閔妃を殺害した後、8月24日には再び従来通りの金弘集内閣を維持させた⁷⁴。その後、高宗33年（1896年）2月11日に高宗はロシア公使館に避難し、これにより、金弘集内閣は瓦解され、親露派の朴定陽内閣が成立した（露館播遷）⁷⁵。

上記のような激動の時期に甲申政変の主役であった徐載弼は10年間の米国亡命生活を終えて帰ってきた。彼は民衆からの呼応なしで「上からの革命」を導き出そうとした甲申政変の失敗を省み、かつて急進開化派の同志たちと一緒に新聞や結社などの言説空間⁷⁶を通して、「朝鮮の自主的独立と富国強兵」という考え方を民衆と共有しようとした⁷⁷。

（2）『独立新聞』と儒教的中央集権体制に対する「問題提起」

高宗33年（1896年）4月7日『独立新聞』が創刊された。『独立新聞』は、最初の近代の新聞であった『漢城旬報』とは異なり、ハングル版であったため、両班だけでなく、一般の民衆にも簡単に読み取ることができた。なお『独立新聞』は一部ではあったが、自由寄稿形式で新聞論説に民衆も自分の考え方を掲載することを通して、懸案に対する共同の問題意識を呼び起こし、共同体的アイデンティティを確保することに大きな役割を果た

73 康俊晩『韓国近代史の散策 2』人物と思想社、2007年、294頁。

74 同上、298-299頁。

75 森万佑子『朝鮮外交の近代：宗属関係から大韓帝国へ』名古屋大学出版会、2017年、242頁。

76 ジョン・ドライゼクによると、言説空間（公論の場）とは市民社会が国家と市場のシステム論理から離れ、批判的思考に基づいた生活共同体の基礎を提供し、合理的言説を通じて、日常の政治的活動を営むことができるようにするところである。Dryzek, John S, *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, and Contestations*, Oxford University Press, 2000.

77 徐載弼の回顧録を見ると、次のように言及した。「私は二度とアメリカに戻らなくても、官職にはつかず、民衆を教育するための新聞を発刊して、政府の仕事を民が知るようにし、他の国が朝鮮に対して何をしているかを悟らせることに取り組みたいと言った。兪吉濬（当時、内部大臣）は、それを快諾して財政的に後援すると、しっかりと約束した。」金乙漢『韓国新聞士禍（한국신문사화）』探求堂、1975年、27-29頁。

これに対して朝廷も閔妃殺害のような一大惨事を直ちに民衆に知らせ、世論を引き起こす手段がなかったことを経験したので、新聞の必要性を共感した。そこで朝廷は、新聞創刊費の支援に加えて、各学校や地方官庁ごとに新聞購読を指示し、記者が自由に官庁に入って取材できる出入証までを与えた。崔ジュン『韓国新聞史論考（한국신문사논고）』一潮閣、1995年、75頁。；康俊晩『韓国近代史の散策 3』人物と思想社、2007年、50頁。

『独立新聞』の特徴を見ると、論説を第1面に掲載した点である。これは『独立新聞』が単に情報伝達に終わるのではなく、国民啓発と世論形成を目指していたことであり、当時のスタッフが論説に大きな比重を置いていたことがわかる。崔ソン「韓国近代憲法の起源に対する議論（한국근대헌법의 기원에 대한 의론）」『韓国学研究 41』、2012年、296頁。

した⁷⁸。

さらに当時の民衆は『独立新聞』を多くの人々と回覧しただけではなく、文字がわかっている人は皆の前で朗読する場合も多かった⁷⁹。徐載弼の回顧によれば、1部ごとに少なくとも200人が読んだという。この場合、『独立新聞』が廃刊するまで一度に3000部を全国へ配布したことを鑑みて、単純計算すると1号の読者数は60万人となるので、それだけの人が『独立新聞』の内容を共有したという結論が出てくる⁸⁰。ちなみに当時の漢城府の人口は約20万人であった。

このように朝鮮末期の儒教的中央集権体制の亀裂で芽生え始めた「民主主義の土壌づくり過程」は『独立新聞』という言説空間を通して活発に進められた⁸¹。その過程で『独立新聞』は、「朝鮮の自主的独立と富国強兵」という考え方を民衆と共有するために次のような構成で従来の儒教的中央集権体制に対する「問題提起」を行っている。その構成を見ると、朝鮮人たちの「思考の転換」を前提とした政治改革と社会改革を提示している。政治改革としては「選挙及び分権」を通じた効率的な国家運営を論じ、社会改革としては「人権及び平等」という項目を取り上げている。以下では、この「問題提起」がどのようにして「朝鮮の自主的独立と富国強兵」につながるのかを述べる。

「(前略) 朝鮮が強くも豊かにもなれず、人民が塗炭の中にいるのは、朝鮮の人々に国を大切にすることがなく、ただ自分に有益なものだけを取り、同じ国の人民を害しようとし、互いに戦うからに他ならない(後略)」⁸²

78 鄭容和『文明の政治思想：兪吉濬と近代韓国(문명의 정치사상：유길준과 근대 한국)』文学と知性社、2004年、375-376頁。

ベネディクトアンダーソンは近代に入って国語の使用と国語で書かれた出版物の大量生産と流通が国民共同体の实在を構成するのに多大な貢献をしたと見なし、そのような点で、国民は血縁関係や地域を土台にした自然的共同体ではなく、文化的に構成された想像の共同体になったと主張する。このような点から、『独立新聞』がハングルを使用したことは、朝鮮の近代国民国家の形成に大きな役割を果たしたと評価できる。Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflection on the Origin and Spread of Nationalism*, London: Verso, 1983.

79 洪チャンギ「開化期韓国社会の新聞読者に関する研究(개화기 한국사회의 신문독자에 관한 연구)」『韓国社会と言論』第7号、1996年、106頁。;『独立新聞』光武2年(1898年)11月9日。

80 崔ヒョンイク「韓国における近代民主主義の起源：旧韓末の独立新聞、独立協会、万民共同会の活動(한국에서 근대 민주주의의 기원：구한말 독립신문, 독립협회, 만민공동회 활동)」『精神文化研究』第27巻3号、2004年、192頁。

81 金容植「近代韓国の民主主義概念：独立新聞を中心に(근대 한국의 민주주의 개념：독립신문을 중심으로)」『世界政治』第25集2号、2004年、97頁。

82 『独立新聞』高宗33年(1896年)4月9日。

「(前略) 国を改革するのも大工が古い家を直すことと同じである。事に前後があり、軽重があることを考えず、後にすべきことを先にしたり、軽い事を重い事よりも力を入れたりすることは、仕事ができないだけでなく、どうせできた事もなくなるはずである。(中略) 朝鮮で開化しようとした後に行ったことを見ると、生半可な大工が古い家を直すことと一緒にである。この大工らが古柱をすべて斬り捨てて、新しい柱を準備しておかないことと同じである。(後略)」⁸³

「(前略) 昼と夜に考えていることが、官職と同胞の兄弟の血を吸うことばかり考えている。何度も外国に恥を見せ、全国の官民が外国の人々から同等な待遇を受けることがないにもかかわらず、その開化された強い国の風俗と規模と政治を見習って、どうか朝鮮も一度その国のようになってみて、朝鮮の民も世界各国の人民のようになろうとは思わない。(後略)」⁸⁴

上記の内容を見ると、『独立新聞』は朝鮮に新しい時代が到来したにもかかわらず、中央官僚及び各地方官吏が新しい変化に応じて国を富ませる方法を講じない無能さを批判している。また、高宗 32 年 (1895 年) 閔妃殺害事件、春生門事件⁸⁵、そして高宗 33 年 (1896 年) 露館播遷以降、政府内の親日派人士の粛清など、親米・親露派と親日派との継続される勢力争いと、各地の民衆に行われている過酷な収奪を批判する。

さらに、『独立新聞』は批判の対象を官僚のみに限定しない。たとえば、朝鮮が自主独立するためには、すべての民衆が力を合わせて国を助けなければならないが、当時の朝鮮民衆が依然として清中心の「朝貢－冊封」体制の下で朝鮮が自らの安保を図っていた昔の事大主義的な考え方に縛られている状態を批判している。

「国が独立するかどうかは、一人にかかっているのではなく、全国人民にかかっているが、どの国であれ、全国人民が自主独立をしたくて自主独立になるように取り計らっていれば、その国の中に一人や二人が他人に頼るのを楽しんでいても、結局は衆論が立つものである。」⁸⁶

「(前略) わが国が成功するか、そうでないかは、民衆が力を尽くすことにかかっているのに、どうして知らぬふりをするのであろうか。今日から民衆が力を尽くして国を

83 『独立新聞』高宗 33 年 (1896 年) 5 月 23 日。

84 『独立新聞』高宗 33 年 (1896 年) 8 月 1 日。

85 これは高宗 32 年 (1895 年) 10 月 12 日、景福宮春生門において、ロシア軍・アメリカ軍水兵と親露派の元農商工部大臣李範晋が議政府総理大臣金弘集暗殺を企てた事件である。

86 『独立新聞』高宗 34 年 (1897 年) 7 月 27 日。

助け、独立を永遠に守ってこそ、その後、子孫たちが世界に気を配り、顔を上げて私も上等国の民だと威勢をふるうのに、ある人の考えは清奴が戻って来るのを望み、またある人は(中略)我が国の仕事を他国にしてもらいたがっている。(後略)」⁸⁷

その上に『独立新聞』は、まず官僚の不正と無能を正す方法として「選挙及び分権」を通じた政治改革を提示する。

「(前略)外国では、観察使と元のようなものと、政府の中の官員を民選にしたら、たとえその官員が誤っても、民が王を恨まず、自分自身を責め、投票を通して、二度とそのような人に微官末職もさせない(後略)」⁸⁸

「(前略)官員を民が投票して選び、その中から知識があり、正直で、物望のある人に重任を任せるため、そこの官人は民から一銭も無理に取ることができず、(中略)官員が民に仕え、民が官員を父のように仕え、官民が万事について相談する(後略)」⁸⁹

「(前略)一国の事務を行政官が議政官の職務をし、議政官に行政官の職務をさせると、議政も行政もうまくいかないのであろう。(中略)政府に(中略)混雑して不規則的なことをなくすためには、やむを得ず、議政院を別に設けて、国中に学問、知恵、及びよい考えのある人々を選び、(中略)議論して作定する権利のみを与え、毎日、良い考えと議論を公平に討論する(後略)」⁹⁰

上記の内容を見ると、『独立新聞』は各地方の官吏及び政府の主要官吏を選挙で選ぶと、官吏の過ちによる副作用が王の責任に転嫁されないだけでなく、選挙に参加したすべての民衆が共同の責任意識を持って監視まですることができるということである。また、今日の行政府と立法院とを分立させているように、政府とは別に議政院を設置し、各懸案についての議論を重ね、執行を政府が行うようにすれば、従来の王中心の非効率的かつ恣意的な統治も減らすことができ、王、大臣、民衆にも有益であることを強調している⁹¹。

しかし、『独立新聞』は儒教的中央集権体制下の身分秩序から完全に脱却した上での

87 『独立新聞』光武元年(1897年)10月21日。高宗34年(1897年)8月14日に年号を「光武」に変えたため、その日付以降は改名した年号を使うことにする。

88 『独立新聞』高宗33年(1896年)4月14日。

89 『独立新聞』高宗34年(1897年)1月16日。

90 『独立新聞』光武2年(1898年)4月30日。

91 崔ソン「韓国近代憲法の起源に対する論議：『独立新聞』の論説を中心に(한국 근대 헌법의 기원에 대한 논의：『독립신문』 논설을 중심으로)」『韓国学研究』41(2012年)、305-306頁。

「選挙及び分権」を志向したことでなかった。以下のように『独立新聞』の主張した「議政院」とは、民衆からではなく、支配勢力の中で選出された議政官による運営であった、民衆の水準は「議政院」を担当し得ないという前提を持っていた⁹²。

「(前略) 人民が文見もなく、新聞も見る考えもないことは知っており、このような人民から下院議員を選ぼうという人もいるが、私たちの考えでは、実に不可能なことである (後略)」⁹³

「(前略) 自由や民権という言葉もわからず、(中略) 勝手にすることや、他人を害して自分を利することを自由と権利と知るなんて、これらの人々に突然民権を与えて、下院を設けることは、かえって危険である (後略)」⁹⁴

一方、『独立新聞』は社会改革の一環として「人権及び平等」について言及する。その適用対象は主に女性に当てられている。これは女性が士農工商の身分において、男性より下位に従属する存在とされてきたためである⁹⁵。

まず『独立新聞』は「人権」の重要性を取り上げ、個人の自主と独立性が直ちに国の自主独立につながると主張した。『独立新聞』の内容を見ると、人権という用語よりは「一人一人の権利」という表記をしているが、この観点で『独立新聞』は早婚問題と蓄妾問題、そして刑行制度を指摘した。

「(前略) 幼い子供たちを抑圧的に婚姻させて、互いに過ごせというので (中略) 知覚ができた後には後悔する人が多くいる。というわけで淫心のある男たちは妾を得て、淫行をする弊害が生じるのは自分の妻を本当に愛していないに他ならない。圧制的風俗の下で朝鮮の女性たちは言いたいことも言えないため、悔しくて無念なことがあっても話せない。このような夫婦が暮らす家庭は和やかで幸せな暮らしを送ることがで

92 注 37 を参照すること。

93 『独立新聞』光武2年(1898年)7月26日。

94 『独立新聞』光武2年(1898年)7月27日。

95 姜淑子は、次の『礼記』の「三従の道」を挙げ、朝鮮時代の女性は一生を通じて独立した人格になれず、女性の仕事を料理の準備だけに限定したという点に注目する。「妻は男に服従する者である。主体的に仕事ができないので、三従の道がある。結婚前は父に従い、結婚後は夫に従い、夫が死ねば、子に従う。つまり自ら成し遂げることがない。したがって、言葉は家庭内に限定し、仕事も食事の準備だけにする。『礼記(本命解)』姜淑子「儒教思想から見られる女性に対する理解(유교사상에 나타난 여성에 대한 이해)」『韓国東洋政治思想史研究 3(2)』2004年、12頁。

きようか。(後略)」⁹⁶

「(前略)誰であれ、法舎に捕まると、裁判が始まる前に罪人として処罰し、刑罰を有罪・無罪を裁判する前にあらかじめ与え、刀をかぶせて着鋼を付けて、むちゃくちゃな食べ物を与える。居所が冬には寒く、夏には暑くしている。これは百性を愛することではなく、裁判とは何なのかも分からないものである。たとえ、人に罪があることを裁判の前に知っていたとしても、裁判官が事実として罪があると宣告する前に、その人を罪人として裁くことは適切ではない。(後略)」⁹⁷

「国の法律や規則と章程を作った本義が、何よりも人の権利を保障しておき、一人一人の権利を他人に奪われないようにするためである。また、他人の権利を誰もが奪えないようにするためである。(後略)」⁹⁸

上記の内容を見ると、『独立新聞』は社会変革のためには個々人の自由な表現と行為が実現されるようにしなければならないが、当時の朝鮮の女性は言語と行動の自由がないと考えていたのである⁹⁹。その例として朝鮮の女性の意思とは関係なく行われる従来の婚姻制度を挙げ、慣習という名目の下に抑圧される女性の権利を指摘した。そして、罪刑法定主義に基づいて、従来の不適切な刑行制度を指摘しつつ、法は一人一人の権利を守るためであり、国家の秩序を維持するための最小限の装置と見なした。

次に『独立新聞』は「平等」の重要性を取り上げるが¹⁰⁰、特に教育に対する男女平等と、教育を受けた女性が多様な職業を選択できるように主張した。

「(前略)どの国の史記を見ても、女性の教育を振り返らない国は無知で華奢で、ついに滅び、女性の教育に力を入れる国は、ますます興旺することは欧米各国を見ても分かるのであろう。(中略)開化した国の女性は学問が男性と変わらず、何でも充分に議論するに値するので、妻になれば夫を助けて大小の事を一緒に分別し子供を正しい

96 『独立新聞』高宗33年(1896年)6月6日。

97 『独立新聞』高宗33年(1896年)9月29日。

98 『独立新聞』高宗34年(1897年)3月18日。

99 李ナミ「『独立新聞』の自由主義フェミニズム：メアリ・ウルストンクラフトの理論との比較を中心に(『독립신문』의 자유주의 페미니즘: 울스턴 크래프트의 이론과의 비교를 중심으로)」『韓国東洋政治思想史研究』第16巻2号、2017年、168頁。

100 「(前略)独立新聞が漢文ではなく、国文のみで書くことは上下貴賤皆が読めるようにするためである(後略)」という文句からわかるように、平等とは『独立新聞』が最も重視していた項目といえる。『独立新聞』高宗33年(1896年)4月7日。

道に教育して家が先に栄えるし、全国が自然に興王する。だから西洋の女性は果して内助と言うのが正しいが、東洋の女性たちはわずか男の老僕なので痛嘆することはないだろうか。(後略)」¹⁰¹

「(前略) 東洋の女性を西洋の婦女に比べると、才能と学問が非常に違うため、東洋の女性は何の権利もないが、西洋の婦女は地位も高い者が多く、権利も男と同じである。万国の中で米国の婦女が一番世界で有名である。第一は国が婦女を治めるが、男女間の平等権を与え、たとえ嫁いでいない女性でも産業を管理するには男性より劣らず(中略) 法と天文地理の測量する機械を製造し、新聞社に主筆として記載しているが、敏捷な才能が男性より優れている者が多く、郵便局の電報局、印書局、書記庁に事務を尽くす女性は英国よりも多いであろう。米国の学校では男女の子は言うまでもなく、女性教師を雇って教えるようにし、女の子たちにもっと熱心に教育する。(後略)」¹⁰²

上記のように、『独立新聞』は強大国を例に挙げ、開化した女性がどのように国の発展に寄与するのかを見ながら、その国々が強大国になれた理由として、共通的に女性に対する教育に取り組んでいるという点を挙げている。しかし、一方では『独立新聞』が言う平等とは、あらゆる分野で男女平等ではなく、『礼記』の「三従の道」にも見られるように¹⁰³、女性の役割を家庭内で夫を助け、子供たちを教えることにより重点を置いていることがわかる¹⁰⁴。

(3) 議政院開設という「対案」形成及び既得権との社会的合意の失敗

『独立新聞』が紙面で儒教的中央集権体制に対する「問題提起」を形成していく一方で、高宗 33 年(1896 年) 7 月 2 日には徐載弼、尹致昊、李完用などが中心となって、独立協会という結社を立ち上げた。独立協会は毎週日曜日に討論会を開催したが、学生を含めた大勢の民衆が参加した。議論の方法は、一つのテーマについて賛否パネルを 2 人ずつ選定して勝負は聴衆が決定した。この討論会は、光武 2 年(1898 年) 12 月までに計 34 回が開催され、光武 2 年(1898 年) 11 月以降には、参加者が 500 人も超えた。議論のトピックを見ると、『独立新聞』が取り上げた「自主独立」、「議政院開設」、「人権及び平等」など

101 『独立新聞』光武 2 年(1898 年) 9 月 13 日。

102 『独立新聞』光武 3 年(1899 年) 9 月 7 日。

103 注 95 を参照すること。

104 李ナミ「『独立新聞』の自由主義フェミニズム：メアリ・ウルストンクラフトの理論との比較を中心に(『독립신문』의 자유주의 페미니즘: 울스턴 크래프트의 이론과의 비교를 중심으로)」『韓國東洋政治思想史研究』第 16 卷 2 号、2017 年、175 頁。

の様々な懸案が取り上げられたが、このような討論会を通して、独立協会は政府の失策を糾弾して是正を促す活動も展開した¹⁰⁵。

第一局面での「民主主義の土壌づくり過程」を見ると、支配勢力内の急進開化派が「門戸開放」を掲げ、民主主義的要素ともいえる「選挙及び分権」による政治改革に関心があったが、それは民衆と全く共有されないまま、彼らの知識的レベルに止まっていた。しかし、そのような失敗の経験は第三局面になって、『独立新聞』と独立協会という言説空間の形成として現れた。そして第二局面での「民主主義の土壌づくりの過程」を見ると、民衆が各地域で行われる苛斂誅求に耐え切れず蜂起したが、彼らが掲げた「輔国安民と四民平等」からわかるように、民衆は既存の儒教的中央集権体制に対する根本的変革を要求するよりは、忠君愛国を基にして、不正腐敗を犯した両班、富豪、及び貪官汚吏の懲罰を通して国を正して助けようとし、人として最小限の生活を営めるように七班賤人の待遇の改善、寡婦再婚の許容など、「人権及び平等」を提起した。しかし、彼らの要求は支配勢力と日本によって鎮圧された。このような失敗の経験は、第三局面になって急進開化派がつくった言説空間への積極的な参加及び呼応として現れた。すなわち、第一局面と第二局面での失敗の経験が『独立新聞』と独立協会を通じた「選挙、分権、人権、及び平等」に関する内容の積極的発信と、それに対する民衆からの呼応と各種討論会での積極的参加につながり、それが三回の万民共同会と一回の官民共同会を通して盛んになった¹⁰⁶。

第一次万民共同会は光武2年（1898年）3月10日～12日に漢城府の鐘路で行われた。第一次万民共同会の主要論点は、ロシアへの絶影島貯炭所の租借、ロシア人の軍事教官や財政顧問の撤回であった。当時の『独立新聞』の論説と万民共同会での演説文を見ると、次のようである。

「(前略) 絶影島の石炭庫跡をロシア人に許し、(中略) 今日、ロシア人が石炭庫を建てる場所を求めるのは、以前、日本にも貸したことを口実にしたことである。(中略) 次第に国中の土地を他国の人にも許可し貸すようになり、我が国の人々はどの地へ行って暮らすのか。(後略)」¹⁰⁷

「(前略) 我が大韓が自主独立しているのは世界万国が知っているところである。訓練士官と財政顧問官を外国人に任せることは(中略) 大韓二千万同胞兄弟が一つになっ

105 李ゲヒョン『韓国近代史 1863～1910 (한국 근대사 1863～1910)』チョンア出版社、2018年、268頁。

106 万民共同会というのは、光武2年（1898年）3月10日に漢城府の鐘路で1万人以上の集会が行われてから、3月13日付『独立新聞』の雑報に使われた用語である。

107 『独立新聞』光武2年（1898年）3月10日。

て恥ずかしく、悔しく思っているところである。(後略)」¹⁰⁸

上記の第一次万民共同会の要求を見ると、主に朝鮮の「自主独立」に触れているが、外国への領土の租借はもちろん、国の軍事権と財政権をも任せることは自主権の深刻な侵害と受け止めたのである。その後、政府は絶影島の租借を拒否し、ロシアの軍事教官と財政顧問の撤収を通告した。

第二次万民共同会は光武2年(1898年)4月25日～10月12日にあった。第二次万民共同会の主な争点としては、「近代的法制度の実施」であったが、一つは4月30日にあった「議政院開設」であり、もう一つは10月1日～12日までにあった「縁坐法や拏戮法を復活させようとする守旧派の退陣」であった¹⁰⁹。

「(前略) 一国の事務を行政官が議政官の職務をし、議政官に行政官の職務をさせると、議政も行政もうまくいかないであろう。(中略) 政府に(中略) 混雑して不規則的なことをなくすためには、やむを得ず、議政院を別に設けて、国中に学問、知恵、及びよい考えのある人々を選び、(中略) 議論して作定する権利のみを与え、毎日、良い考えと議論を公平に討論する(後略)」¹¹⁰

「(前略) 申箕善氏が、法部大臣兼中樞院議長として、(中略) 皇上陛下が新しく改正した法律が軽忽だからといって中樞院で実施しようとするという初の事業が利国便民しろという目的は講じず、(中略) 再び昔の法律に従って拏戮法や縁坐法を使おうとすべての議官を集めて上訴した。(後略)」¹¹¹

上記の内容を見ると、立法と行政とを分離すると、両方とも専門化かつ能率化される。そして人材が議政官として選出され、毎日公平に討論し、法律及び制度を作ると、専制君主制の弊政が是正され、国が隆盛になるという論理である。また、光武2年(1898年)9月11日の金鴻陸毒茶事件¹¹²をきっかけに、政府内の守旧派大臣らが事件に関わった人

108 『独立新聞』光武2年(1898年)3月15日雑報。

109 このような理由から、独立協会は高宗と趙秉式、李容翊などの守旧派から嫌われ、徐載弼は中樞院顧問から解雇され、米国へ追い出されるようになった。ちなみに縁坐法や拏戮法は縁坐制の一種で、罪人の息子にも死刑を下す制度である。当時、守旧派の大臣らが申箕善や沈舜澤などがこの制度を復活させようとした。

110 『独立新聞』光武2年(1898年)4月30日。

111 『独立新聞』光武2年(1898年)10月4日。

112 金洪陸は元ロシア語通訳官であったが、高宗33年(1896年)露館播遷の際に高宗の秘書となり、後に學部協辦まで昇進した人である。しかし、彼は光武2年(1898年)権力濫用とロシアと

の家族にも死刑及び重刑を下すための法律改正を試みたが、これが発端となり、万民共同会で人権問題が重点的に扱われたのである。結局、高宗は守旧派の大臣らを罷免し、独立協会が信頼する朴定陽を中心とした政府を誕生させた¹¹³。

そして、光武2年(1898年)10月13日～11月4日には前職・現職の官僚、各団体の会員、学生、教員、宗教人、及び下層民など各界各層の民衆が参加した第一次官民共同会が開かれた。10月24日独立協会は既存の中樞院官制に対する改正案を政府に提示したが、そこには議官50人のうち官選と民選を25人ずつにして民選の場合は、投票を通して独立協会が会員の中から選出するという内容であった¹¹⁴。そして10月29日には集会を閉会する際に、高宗に上げる< 献議六条 >という統一された「対案」を採択し、民衆と政府の大臣らが賛成の意思を表すに至った¹¹⁵。

「第一条、外国人に依存せず、官民が同心協力して、専制皇権を強固にすること。第二条、鉸山、鉄道、煤炭、森林の開発及び借款などの外国との条約は各部大臣と中樞院議長が合同で署名しなければ、施行しないこと。第三条、全国の財政は度支部が管轄し、他の機関や私会社が干渉しないようにし、予算と決算を人民に公布すること。第四条、今から重罪犯はすべて被告が十分に説明し、自白した後に裁判すること。第五条、勅任官は皇帝が議政府に諮詢して過半数の賛成で任命すること。第六条、章程を實踐すること。」¹¹⁶

結局、光武2年(1898年)11月3日、高宗は独立協会が提示した行政と立法との分権を盛り込んだ中樞院官制の改正案を収容した¹¹⁷。しかし、11月5日漢城府内には「独立協会が高宗を追い出し共和国を立てた後、大統領に朴定陽、副大統領に尹致昊、内部大臣に李商在、そして外部大臣に鄭喬などを座らせようとする」という内容の匿名書が張り出された。それを理由にして高宗は朴定陽の罷免と万民共同会を不法集会と見なして独立

の交渉で私利を着服した理由で全羅道黒山島に流刑された。それがきっかけで金洪陸は、高宗と太子を殺害するために孔洪植に指示し、高宗と太子が飲むコーヒーに多量の阿片を投入させた。

113 康俊晩『韓国近代史の散策 3』人物と思想社、2007年、210頁。

114 李バンウォン『韓末の政治変動と中樞院(한말 정치변동과 중추원)』慧眼、2010年、68-70頁。『独立新聞』光武2年(1898年)10月27日雑報。

115 趙ゲウォン「大韓帝国期の万民・官民共同会(1898年)を巡る国王と独立協会の葛藤：同胞、民会の概念を中心に(대한제국기 만민 / 관민공동회(1898년)를 둘러싼 국왕과 독립협회의 갈등: 동포, 민회 개념을 중심으로)」『談論201』19集2号、2016年、98頁。

116 『独立新聞』光武2年(1898年)11月1日。

117 『独立新聞』光武2年(1898年)11月5日。

協会の幹部 17 人を逮捕した¹¹⁸。

それがきっかけとなって、独立協会は光武 2 年（1898 年）11 月 5 日～12 月 22 日まで第三次万民共同会を展開していった。第三次万民共同会はほぼ毎日約 1～2 万人の人々が集まったが、高宗は万民共同会を放置することはできないと考え、12 月 23 日政府軍と裨負商を動員して万民共同会を強制的に解散させ、12 月 25 日には、独立協会を閉鎖させてしまった¹¹⁹。

その後、高宗と守旧派は王権強化に取り組み、光武 3 年（1899 年）8 月 17 日には、以下の「大韓帝国制」を頒布した。

「第一条、大韓国は、世界万国の公認されたところの自主独立の帝国である。第二条、大韓帝国の政治は、前にはすなわち 500 年伝来し、後にはすなわち万世不変の専制政治である。第三条、大韓国大皇帝におかれては、無限の君権を享有される公法に謂うところの自主政体である。第四条、大韓国臣民が大皇帝の享有される君権を侵損する行為があれば、その既遂のものも未遂のものも勿論、臣民の道理を失った者として論ずる。第五条、大韓国大皇帝におかれては、国内陸海軍を統率し、編制を定め、戒厳及び戒厳を命ぜられる。第六条、大韓国大皇帝におかれては、法律を制定し、その頒布及び執行を命じ、万国の公共の法律に倣って国内法律も改定し、大赦特赦減刑復権を命ずる、公法に謂うところの自定律例である。」¹²⁰

上記の内容を見ると、「大韓帝国制」は開港以後より毀損されつつあった王権を富国強兵のために回復させる目的があったが、他方では民衆の中で着実に発展してきた「民主主義の土壌づくり過程」を王権強化という過去回帰的発想で抑えることでもあった¹²¹。結局、民衆の政治意識の成長を武力鎮圧した上での「自主独立を目指した専制君主制への改革」は、光武 9 年（1905 年）日露戦争直後の乙巳条約・第二次日韓協約と 1910 年の日韓併合によって、簡単に無力化される結果をもたらしてしまった。

118 李バンウォン『韓末の政治変動と中枢院 (한말 정치변동과 중추원)』慧眼、2010 年、72 頁。

119 趙宰坤『韓国の近代社会と裨負商 (한국 근대사회와 보부상)』図書出版慧眼、2001 年、185 頁。

120 『独立新聞』光武 3 年（1899 年）8 月 23 日。

121 李泰鎮によると、高宗は英祖と正祖が追求した民国の理念を継承し、君主が国の代表者として民衆が頼れる国づくりを目指したと述べているが、これは王が中心となって政治を行うべきだという朝鮮の強固な政治文化とも符合していると指摘した。李泰鎮『高宗時代の再照明 (고종시대의 재조명)』太學社、2000 年、76-77 頁。

6. おわりに

本稿は、今日の韓国民主義が1945年の植民地解放後に移植された結果ではなく、朝鮮末期の儒教的中央集権体制の亀裂を通して芽生え始めた「民主主義の土壌づくり過程」の上に、米ソ冷戦の論理が加味された自由民主主義体制が結合された結果と見なしている。それにもかかわらず、朝鮮末期の「民主主義の土壌づくり過程」が看過されてきた理由は、「専制君主制への改革を通じた自主独立」を望んでいた高宗と守旧派の抵抗により制度化に至ることができなかった面と、日本による国権侵奪が可視化されてから「国権回復と独立」という言説がもっと注目されたので、当時の政治改革（議政院開設）と社会改革（個々人の人権及び平等）に向けてのダイナミズムが相対的に看過された面が大きいと考える。

他方「民主主義の土壌づくり過程」には胎生的問題もあった。それは「民主主義の土壌づくり過程」が従来の儒教的中央集権体制の亀裂の中で形成されたため、以前の体制下で形成された認識の枠から完全に脱することができなかったということである。第一局面から見ると、急進開化派が「選挙及び分権」を通じた民主政に相当な関心があったにもかかわらず、甲申政変当時に掲げた「政令14か条」からもわかるように、「選挙及び分権」は急進開化派の知識的レベルに止まっていただけであり、実際には「既存の官僚制の枠内で王権を制限」しようとした。第二局面から見ると、各人が人格的な天（한울님）を祭られているという侍天主に基づいて「人権及び平等」を掲げたが、あくまでもそれは「輔国安民」の前提下で腐敗した両班、富豪、及び貪官汚吏による収奪と、身分制による差別に苦しむ民衆の最小限の生活を営めるようにするためであった。つまり、第二局面にも従来の儒教的中央集権体制を根本的に変革しうる政治体制に対するビジョンを提示することができなかった。最後に第三局面では、特に儒教的中央集権体制に対する「問題提起」と「対案」を提示した『独立新聞』及び独立協会を見ると、当時には革新的だったとはいえ、「選挙及び分権」を反映した「議政院」の設立は民衆全体に当たるのではなく、支配勢力内で選出された議政官による運営に限定し、「人権及び平等」を反映した女性に対する教育もその目標が家庭内での賢明な役割に当てられていた。

このように「民主主義の土壌づくり過程」は従来の儒教的中央集権体制の亀裂の中で進められたが、既存の儒教思想から脱皮したのではなく、その上に発達したため、「専制君主制への改革を通じた富国強兵」という高宗と守旧派の考え方によって制度化の段階へ容易に進むことができなかったのである。しかも、光武9年（1905年）日露戦争以後には、朝鮮の植民地化が可視化されるにつれ、もはや民衆は「人権及び平等」の問題よりは「国権回復と独立」に注目するようになった。

それにもかかわらず、本稿は高宗13年（1876年）「日朝修好条規」～光武3年（1899年）「大韓国国制の頒布」に蓄積された人々の政治意識が光武9年（1905年）～1910年

に展開された愛国啓蒙運動と1919年3・1運動に繋がり、後の大韓民国臨時憲章（1919年）と大韓民国憲法前文（1948年）として現れたと考える。そして「民主主義の土壤づくり過程」という観点で、愛国啓蒙運動、3・1運動、及びその後の植民地時代を論じることが非常に意義深い作業ではあると考えるが、それを今後の課題にして、本稿を締めくくりたい。

【参考文献】

- 1次史料 - (年代順)

- 『漢城旬報』高宗21年（1884年）1月11日。
- 『漢城旬報』高宗21年（1884年）1月30日。
- 『漢城周報』高宗23年（1886年）1月30日。
- 『独立新聞』高宗33年（1896年）4月7日。
- 『独立新聞』高宗33年（1896年）4月9日。
- 『独立新聞』高宗33年（1896年）4月14日。
- 『独立新聞』高宗33年（1896年）5月23日。
- 『独立新聞』高宗33年（1896年）6月6日。
- 『独立新聞』高宗33年（1896年）8月1日。
- 『独立新聞』高宗33年（1896年）9月29日。
- 『独立新聞』高宗34年（1897年）1月16日。
- 『独立新聞』高宗34年（1897年）3月18日。
- 『独立新聞』高宗34年（1897年）7月27日。
- 『独立新聞』光武元年（1897年）10月21日。
- 『独立新聞』光武2年（1898年）3月10日。
- 『独立新聞』光武2年（1898年）3月15日雜報。
- 『独立新聞』光武2年（1898年）4月30日。
- 『独立新聞』光武2年（1898年）7月13日。
- 『独立新聞』光武2年（1898年）7月26日。
- 『独立新聞』光武2年（1898年）7月27日。
- 『独立新聞』光武2年（1898年）9月13日。
- 『独立新聞』光武2年（1898年）10月4日。
- 『独立新聞』光武2年（1898年）10月27日雜報。
- 『独立新聞』光武2年（1898年）11月1日。
- 『独立新聞』光武2年（1898年）11月5日。
- 『独立新聞』光武2年（1898年）11月9日。
- 『独立新聞』光武3年（1899年）8月23日。
- 『独立新聞』光武3年（1899年）9月7日。
- 『大韓民国臨時憲章（대한민국 임시헌장）』自画像、2019年。
- 『大韓民国憲法前文（대한민국헌법전문）』1948年7月17日。

『大韓民国憲法前文(대한민국헌법전문)』1987年10月29日。

宋讚燮 編『韓国の楫文』ダレンセンカク、2007年。

鄭道傳著・朴ジンフン訳「朝鮮經國典 上 版籍(조선경국전 상 판적)」『三峯集(삼봉집)』知識を作る知識、2011年。

鄭道傳著・朴ジンフン訳「經濟文鑑 下 県令(경제문감 하 현령)」『三峯集(삼봉집)』知識を作る知識、2011年。

李ジュミョン「米國訪問報告」『原文の史料で読む韓国近代史(원문 사료로 읽는 한국 근대사)』ピルメック、2018年。

李ジュミョン「私擬朝鮮策略」『原文の史料で読む韓国近代史(원문 사료로 읽는 한국 근대사)』ピルメック、2018年。

李ジュミョン「持斧伏闕斥和議疏」『原文の史料で読む韓国近代史(원문 사료로 읽는 한국 근대사)』ピルメック、2018年。

李ジュミョン「嶺南萬人疏」『原文の史料で読む韓国近代史(원문 사료로 읽는 한국 근대사)』ピルメック、2018年。

白テナム編著『韓国史年表(한국사 연표)』ダハルメディア、2019年。

－研究書・論文－(年代順)

Joseph A. Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy*, Harper and Brothers, 1942. (中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』東洋經濟新報社、1995年)。

Robert A. Dahl, *Polyarchy: Participation and Opposition*, Yale University press, 1971. (高畠通敏訳『ポリアーキー』三一書房、1981年)

金乙漢『韓国新聞土禍(한국신문사화)』探求堂、1975年。

Benedict Anderson, *Imagined Communities: Reflection on the Origin and Spread of Nationalism*, London: Verso, 1983.

河元稿「開港後の防穀令実施の原因に関する研究 上(개항후 방곡령실시의 원인에 관한 연구 상)」『韓国史研究 49』、1985年。

モーリスアルヴァックス著・小関藤一郎訳『集合的記憶』行路社、1989年。

モンテスキュー著・野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳『法の精神(上・中・下)』岩波文庫、1989年。

崔ビョンオク「教練兵隊(俗稱:倭別技)研究(교련병대(속칭: 왜별기) 연구)」『軍事』18集、1989年。

孫文稿「朝鮮初期の政治思想研究: 鄭道傳を中心に(조선초기의 정치사상연구: 정도전을 중심으로)」『湖西文化論叢 6』、1991年。

崔ジュン『韓国新聞史論考(한국신문사논고)』一潮閣、1995年。

洪チャンギ「開化期韓国社会の新聞読者に関する研究(개화기 한국사회의 신문독자에 관한 연구)」『韓国社会と言論』第7号、1996年。

姜在彦『朝鮮近代の变革運動 姜在彦著作選第Ⅱ卷』明石書店、1996年。

韓相權「朝鮮後期、勢道家門の蓄財と農民抗争(조선후기 세도가문의 축재와 농민항쟁)」『韓国史市民講座』第22集、1998年。

林賢九「崔濟愚の輔国安民の思想(최제우의 보국안민 사상)」『東学研究 2』、1998年。

- Dryzek, John S, *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, and Contestations*, Oxford University Press, 2000.
- 李泰鎮『高宗時代の再照明 (고종시대의 재조명)』太學社、2000年。
- 趙宰坤『韓國の近代社会と樞負商 (한국 근대사회와 보부상)』図書出版慧眼、2001年。
- 金容九『世界観の衝突と旧韓末の外交史 1866～1882 (세계관 충돌과 한말 외교사 1866～1882)』文学と知性社、2001年。
- 崔玄植「全瑛準の革命思想考察：洪招録を中心に (전봉준의 혁명사상고찰：홍초록을 중심으로) 『東学研究 9・10』、2001年。
- 李致洙「興宣大院君の改革政治とその限界 (흥선대원군의 개혁정치와 그 한계성) 『東学研究 11集、2002年。
- 具仙熙「朝鮮の近代化を防ぐ朝清商民水陸貿易章程 (조선의 근대화를 막은 조청상민수륙무역장정) 『明日を開く歴史 9』、2002年。
- 朴ジュンソン「除暴救民、輔国安民の旗を掲げる：1894年農民戦争の茂長倡義文と白山檄文 (제폭구민, 보국안민의 깃발을 들다：1894년 농민전쟁의 무장 창의문과 백산 격문) 『明日を開く歴史 (12)』、2003年。
- 車ミヒ「朝鮮後期にはなぜ科挙制度の弊害が発生したか。(조선후기에는 왜 과거제도의 폐해가 발생했나?) 『明日を開く歴史 16』、2004年。
- 朴ウンスック「甲申政変の政令に現れた政治体制と権力運営の構想 (갑신정변에 나타난 정치체제와 권력운영 구상) 『韓国史研究 124』、2004年。
- 鄭容和『文明の政治思想：兪吉濬と近代韓国 (문명의 정치사상：유길준과 근대 한국)』文学と知性社、2004年。
- 崔ヒョンイク「韓国における近代民主主義の起源：旧韓末の独立新聞、独立協會、万民共同会の活動 (한국에서 근대 민주주의의 기원：구한말 독립신문, 독립협회, 만민공동회 활동) 『精神文化研究』第27卷3号、2004年。
- 金容植「近代韓国の民主主義概念：独立新聞を中心に (근대 한국의 민주주의 개념：독립신문을 중심으로) 『世界政治』第25集2号、2004年。
- 姜淑子「儒教思想から見られる女性に対する理解 (유교사상에 나타난 여성에 대한 이해) 『韓国東洋政治思想史研究 3 (2)』2004年。
- 李泰鎮「1876年江華島事件の明暗」『韓国史市民講座 36』一潮閣、2005年。
- 金ヤンシック『鳥よ鳥よ青い鳥よ：近代の黎明を明かした東学農民戦争 (새야 새야 파랑새야：근대의 여명을 밝힌 동학농민전쟁)』西海文集、2005年。
- 呉知泳・梶村秀樹訳『東学史：朝鮮民衆運動の記録』平凡社、2006年。
- 韓国哲学思想研究会『韓国哲学のスケッチ 2 (한국철학스케치 2)』プルビッツ、2007年。
- 関京植「洪範十四条」『中央法学』第9集2号、2007年。
- 康俊晩『韓国近代史の散策 1』人物と思想社、2007年。
- 康俊晩『韓国近代史の散策 2』人物と思想社、2007年。
- 康俊晩『韓国近代史の散策 3』人物と思想社、2007年。
- 白承鍾「朝鮮後期のカトリック教と小文化集団の相互作用 (조선후기 천주교와 소문화집단의 상호작용) 『教会史研究』30集、2008年。

姜光植「朋党政治と朝鮮の儒教政治体制の支配構造の変動様相：支配連合の変動様相の分析を中心に(붕당정치와 조선조 유교정치체제의 지배구조 변동양상：지배연합의 변동양상 분석을 중심으로)」『OUGHTOPIA』第24卷1号、2009年。

李バンウォン『韓末の政治變動と中枢院(한말 정치변동과 중추원)』慧眼、2010年。

崔ソン「韓国近代憲法の起源に対する議論(한국근대헌법의 기원에 대한 의론)」『韓国学研究 41』、2012年。

朴ヒョンスン「朝鮮後期の文科に現れた傾向間の不均衡問題の検討(조선 후기 문과에 나타난 경향간의 불균형 문제 검토)」『韓国文化 58』、2012年。

趙景達『近代朝鮮と日本』岩波新書、2012年。

國分典子『近代東アジア世界と憲法思想』慶應義塾大学出版会、2012年。

石田徹『近代移行期の日朝関係：国交刷新をめぐる日朝双方の論理』溪水社、2013年。

金學俊『旧韓末の西洋政治学の受容研究：兪吉濬・安國善・李承晩を中心に(구한말의 서양정치학 수용 연구：유길준, 안국선, 이승만을 중심으로)』ソウル大学校出版文化院、2013年。

趙ゲウォン「大韓帝国期の万民・官民共同会(1898年)を巡る国王と独立協会の葛藤：同胞、民会 の概念を中心に(대한제국기 만민 / 관민공동회(1898년)를 둘러싼 국왕과 독립협회의 갈등：동포, 민회 개념을 중심으로)」『談論 201』19集2号、2016年。

韓永愚『未來を拓く我が近現代史(미래를 여는 우리 근현대사)』ギョンセウォン、2016年。

森万佑子『朝鮮外交の近代：宗属関係から大韓帝国へ』名古屋大学出版会、2017年。

李ナミ「『独立新聞』の自由主義フェミニズム：メアリ・ウルストンクラフトの理論との比較を中心に(『독립신문』의 자유주의 페미니즘：울스턴 크래프트의 이론과의 비교를 중심으로)」『韓国東洋政治思想史研究』第16卷2号、2017年。

柳鏞泰・朴晋雨・朴泰均『一緒に読む東アジア近現代史(함께 읽는 동아시아 근현대사)』創作と批評社、2018年。

李ゲヒョン『韓国近代史 1863～1910(한국 근대사 1863～1910)』チョンア出版社、2018年。

李ジョンピル「鄭鑑録と朝鮮後期の下位主体の抵抗的連帯(정감록과 조선 후기 하위주체들의 저항적 연대)」『我が文学研究』62、2019年。

李正吉「朝鮮末期の民主主義の始動に関する諸考察：民主主義の土壤づくり過程の理論化に向けて」『北東アジア研究』別冊5号、2019年。

<http://www.systemicpeace.org/polity/polity4.htm>

<http://www.freedomhouse.org/>

https://www.amnesty.or.jp/human-rights/what_is_human_rights/udhr.html